

第四百七十七回国
参議院財政・金融委員会會議録第三号

平成十二年三月十四日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 平田 健二君
理事 中島 眞人君
平田 耕一君
寺崎 昭久君
海野 義孝君
池田 幹幸君

委員

岩井 國臣君
河本 英典君
世耕 弘成君
中島 啓雄君
日出 英輔君
伊藤 基隆君
櫻井 充君
浜田卓二郎君
笠井 亮君
三重野 栄子君
星野 朋市君
椎名 素夫君

國務大臣

大蔵 大臣 宮澤 喜一君
國務 大臣 谷垣 禎一君
(金融再生委員会委員長)

政務次官

郵政政務次官 前田 正君
金融再生政務次官 村井 仁君
経済企画政務次官 小池百合子君

事務局側

常任委員会専門員 吉田 成宣君
政府参考人 金融再生委員会 森 昭治君
事務局長 金融監督庁監督 乾 文男君
部長 経済企画庁総合 牛嶋俊一郎君
計画局長

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○平成十二年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に金融再生委員会事務局長森昭治君、金融監督庁監督部長乾文男君及び経済企画庁総合計画局長牛嶋俊一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 財政及び金融等に関する

調査を議題とし、財政及び金融等の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○日出英輔君 自民党の日出でございます。

きょうは予定が二十分でございますので、尊敬する谷垣委員長にはちよつと申しわけございませうけれども別な機会ということにさせていただきます。まして、当代随一の財政通の宮澤大蔵大臣に、大変素朴な質問でございますけれども、現下の国民が関心を持っている事項につきまして伺いたいと思っております。

今、国民の最大の関心事は、平成十二年度予算で予定しております公債発行額三十二兆六千億に、よります年度末の公債残高三百六十四兆円、あるいは国、地方の長期債務残高六百四十五兆円の処理の問題だと思っております。なかなか大変な話だと思っております。また、大蔵省の財政の中期展望も見せていただきましたけれども、一般歳出の伸びを相当抑えても、かつまた名目経済成長率が三・五％でも公債残高はふえ続けるという試算が一応あるようでございます。

この点につきまして、平成十二年度予算で一般に大方の方々が関心を持っているところはこの辺に一番あるのではないだろうかと思っております。今、今までも衆参の予算委員会あるいは本会議で出ている問題のように思いますが、きょうはぜひとも伺いたいと思っております。次第でございます。

大蔵大臣は過般の財政演説あるいは所信表明で、財政は危機的状況にある、あるいは財政構造改革が避けて通れない課題であることは言うまでもないけれども、経済が民需中心の回復軌道に乗ることを確認することが必要で、その上で抜本的な措置を講じたいというふうにお話しになっているようにございます。

そこで伺うわけでございますが、まず最初に、私は日本の経済は明らかに回復軌道に乗り始めているのではないかとこのように思っている一人でございます。昨日、企画庁から九九年十一月のGDPにつきまして発表がございました。これによりまして、前期比一・四％減で二期連続マイナス成長ということではありますけれども、民間設備投資は前期比四・六％増だということで、きょうの新聞にはいろいろと解説が出ているわけでございます。

経済が回復基調に乗り始めているかどうか、いろんな議論をされているようでございますが、一つは、通常の不況といましようか、今まで我々日本経済が経験してきた不況、あるいは金融システムの破綻といましようか、そういう問題が出てきました不況、あるいは家計からの問題等々あると思いますが、大蔵大臣はこの経企庁の発表をどういうふうに見ておられるのか、景気は着実に回復基調に乗り始めているというふうに見ておられるのかどうか、その点からまず先に伺いたいと思っております。

○國務大臣(宮澤喜一君) 基本的に、今、日出委員の言われました御見解、私もそのように感じております。ただいま御審議中の平成十二年度予算におきまして、財政演説でも申し上げましたとおり、公共事業、不況対策あるいは金融システムの安定に関する施策等々、私としては打つべき手はこの平成十二年度予算に将来を展望いたしましてすべて盛り込んだつもりだということを申し上げておきます。そういう意味では、我が国の経済がことしの秋に再度大きな補正予算を必要としないような展開をするという期待を込めていたこととでございます。財政再建ということはすぐにはきませんけれども、しかし、これでこういう一種の景気刺激的な予算は打ちとめることができ

とということを実証いたしますならば、それ以後の財政再建についての一つの展望が開ける、こう考へておるからでございます。

そこで、昨日出ましたQ.E.でございますが、十一月期におきまして消費の伸びが非常に悪いということ、統計局の家計調査等々からも既に十、十一、十二と数字がわかつておりまして、これは基本的にはリストラが進行し始めたということ、それからボーナスの関係もあつたと思ひますけれども、十一、十二の収入、したがって消費はかなり悪いと考へておりましたので、その点は昨日の発表はそのとおりと受け取っております。

むしろ、設備投資が四・六プラスになりましたことは、私にとりましてはもう一期ずれるかと正直思つておりました。機械受注等が相当しばらく前からいいので、先行指標でありましたが、もう次の期ではないかと思つておりましたが、設備投資と、あと法人企業統計が出まして、思つたよりもそこがプラスでございましたので、私は、消費は十一、十二よりは一三、四、六、回復していくとは思ひますものの、設備投資は一度表へ出ますと、そう行つたり来たりしませんで、なおプラスが続いて出る性格のものでございますから、これで期待された二つの民需のうち一つが確実にプラスになり始めたということ。所得、消費は行つたり来たりはしますけれども、リストラというふうなものもある程度軌道に乗つてくる、企業の利益も少しづつ当期利益がふえておる、私は春闘のことを申すべきではないのでございますけれども、そういった中で労使のある意味での理解も出てくる。

あれこれ考へますと、日本経済は昨日の発表によつて明らかに成長の軌道に乗つたと判断をいたしております。

○日出英輔君 私、けさ数紙の新聞に目を通したのでございますが、いろいろ書き分けてはいるようでありまして、やはり各紙ともに、見出しにつけるかどうかは別として、民需に自律的回復の兆しありであるとか、あるいは企業部門の明るさがいずれは家計に及んでいくであらう

とか、あるいは残業時間が昨年から増加傾向にあるし、また有効求人数もふえてきているというふうなことで、個人消費の方もいづれ回復してくるであらうという基調はうかがえるわけでございます。

私は、財政構造改革の話は大変政治的にも難しい問題であるし、また今般選挙などという話もありますので、なかなか冷静な議論ができにくいとは思ひますが、こういった景気回復の基調が確認できてきている以上、はちまち財政構造改革の議論に着手するというのを言つた方がむしろ景気の本格的な回復にプラスなのではないかというふうに考へる一人でございます。

こういうことは学者が言つていられるかどうかはわかりませんが、エコノミストが言つていられるかどうかはわかりませんが、何か本格的な回復が見られるまではこの議論をしないというのもしささか景気の動向に対して自信がないかのような受け取られ方をするような気がいたします。この点については全くの素人談義でございますが、大蔵大臣はいかに考へてございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 行政の御経験のある日出委員でございますからおわかりいただけると思ふんですが、財政改革を考へますときに、すぐに中央と地方の関係、あるいは社会保障の水準の問題、恐らく二十一世紀当初の十年か二十年にわたる日本の経済社会の問題が全部象徴的に出てござるを得ないということになりますと、これは私ただ一人の思ひでございますけれども、日本の経済がこんなにごちやごちやいたします前は、マクロモデルをつくりまして、十年ぐらゐの国の経済全体を見るという手法、どうも今でもそういう手法をとるのが本来であらうと思ひますと、そうしますと、財政再建というのまただそろばんだけでできないと申しますか、そういうものであつてはならないんだらうと思う気持ちがございます。ですから、軌道に乗つたということが確認できたら恐らくそういう作業をしなければならぬのではないかと考へておりますものですから、簡単にすぐ

始めてそろばんでございますというものと違ふのではないかと考へております。そういうことで確認をしようと思つて申し上げます。

大蔵省だけで申しますと、平成十二年度の歳入、殊に税収でございますが、これが歳入欠陥を生まない、もうずっと毎年税収はとれないまま終わつておるわけでございますから、今度はちゃんととれるという、まずそのぐらゐのことは確かめる必要がございますけれども、これはまだかなり後までわからないことでございますので、私も焦つた気持ちにはございませぬし、軌道に乗つてくるなどというところは大変に期待をしておりますが、そうかといつてすぐ財政再建といふところに飛んでいけなところがある、こう思つておるわけでございます。

○日出英輔君 素人の意見を申し上げれば、私も、宮澤大蔵大臣が今おっしゃつたように、何か財政構造改革という議論で、一般歳出の削減幅をどうするかとか、あるいは消費税引き上げをどうするかとか、こういった話をすぐするのはなくて、やはりきちんとした税収をとれるためにはそれなりの経済構造をつくらなきゃいけませんし、あるいは金融問題、社会保障問題等々、当然それに至る議論をしなければいけないだらうというふうに思ひます。

私もいろいろところで勉強会に顔を出させていたいておるんですが、例えば経済構造改革で必要な規制緩和なんていう議論をしますが、ところが規制緩和を議論しているところに行きますと、一生懸命お酒の小売業者の免許をどうするかなどというものが規制緩和の象徴みたいな議論をされておりました。実際は経済構造改革のための規制緩和のあり方から大きく外れている議論だらうという、実はそういう規制緩和についての見直しをすること自体の批判について言つていられるわけがあります。私は本場の規制緩和の議論をその前提としていくべきじゃないかというふうに思ひます。

それから、今の話に関連するわけでございますけれども、今これだけ積み上がりました公的債務残高というもののついて、これをどういうふうに見るかということもちょっと伺いたひのでございしますが、国債といふのは一方で国の借金であるけれども一方で資産でもある。日本の場合には日本国民が国債を所有しているんだ、アメリカの場合には連うんだという議論がありました。あるいはこの議論につきまして、地方と国と一緒に合わせて、負債残高、何と言ふんではしようか、総債務残高と言つていられるんではしようか、国が運用しております金融資産なんかも全部入れるか入れないか、総債務残高なのか純債務残高なのかということ、この比較をするのかとか、何かいろいろ国債問題についてわかりにくいところがあるように思ひます。

その中で、特に国債の累積は確かに次の世代の借金になるけれども、次の世代の資産でもあるんじゃないかということ、余り心配しなくてもいいと言ふとちよつと語弊がありますが、そういうふうな声も若干聞かえるのでございませうけれども、これについては大蔵大臣はいかに考へてございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 以前、私もそういう議論をしていたことがございまして、財政当局は借金をすると子孫にこれだけの負債を残すと、これは当然財政当局は言うわけですが、私がおやじから国債を二億円もらひましたら、決しておやじを恨みません。ということをしかり余り言うといけません。このごろ申さずにおるんですが、お尋ねがありましたから。

ただ、今度狭い立場で、大蔵大臣として申しますと、当然国債を発行いたしますと、国債費はかなり大きくなつてまいりましたし、償還を含めまして金利がもう少し高くなりますと、発行国債資金収入が国債費に足りないわけになります。これはどうも財政はいけないわけでございますから、そこらあたりのところは必死に何とか守らなきゃならないなど、大体このごろそういうことを申し上げておるわけでございます。

○日出英輔君 済みません。そういうことを伺いました。失礼しました。

先般、大蔵省は初めて五年物の利付国債の入札を行ったという新聞記事がございました。昨年の二次補正のときに七兆五千億の国債を発行するというので、金額を中期債にする、あるいは今の五年物を発行するという話をされたことを実は記憶しているわけでございます。

いずれにしても、国債の大量発行によります需給悪化といえますか、今お話しのようなことも含めて、長期金利が上昇するというのは避けなければいけないわけでございますが、この一方で、例えば銀行の国債保有が四十兆ぐらいたつていふんだとか、あるいは金利が上がったら大変だろうとかと、あるいは議論もございまして、やつぱりこの国債発行につきましても、リスクを広く薄く伸ばすといえますか、そういうことをしていいか、ないといけないうらうというふうな気がいたします。

そういう意味で、発行国債を短期化するとか、あるいは保有構造を変えていくとかということをしていかなきゃいけないだろうと思ひますし、ひいては個人投資家が容易に国債を購入できるような仕組みを整備していかなきゃいけないというふうに思ひますが、この辺につきましても、これから先について、今大蔵省がやっていることを含めまして、大蔵大臣のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かに国債がこうやって漸増をいたしてまいりますと、その消化というのは細心の注意を払わなければなりません、殊に今非常に低金利でございますからかなり低いクーポンレートで発行ができませんけれども、民間の資金需要も出てくる、出てくればならぬと、民間の資金需要も出てくる、そういうことも考えますと、期間、いわゆる長期債、中期債、短期債といふいろいろなミックスを考える必要が出てまいりました、一つは、今言われましたように、なるべく個人にも買つていただきたい。そうしますと、

三年とか割引債あたりが一番買いやすいとか、いろいろそういうことも考えなきゃなりませんし、十年国債が中心ではありますけれども、長いもの、短いもの、いろいろ出して市場の金利が上がらないようにということを考えております。

ただ、今御質問の裏側にありますように、短いのを出しますと償還期限が早くまいりますので、次の償還期限は今のような金利ではなかなか難しいだろうというものもございまして、そこをあれこれある意味でかなり苦しい調整をしているというのが本当のところだろうと思ひますが、おかげでたまたまのところは金利は十年物で一・七とか一・八とかその辺でとまっておりますのでやりませんが、これから民間の資金需要が出るというところも考えておかなければなりませんので、国債の発行についてはいろいろな配慮が要するというふうに思ひます。

○日出英輔君 大臣、なかなか大変な時期でございますが、日本国の財政運営のかじ取りをよろしくお願い申し上げます。

質問を終わります。

○寺崎昭久君 まず、大蔵大臣にお尋ねいたします。

先ほど大蔵大臣は、日本経済は成長軌道に乗ったという御認識を示されました。また、三月九日の所信表明の際には、最悪期を脱し緩やかな改善が続いている、しかし民需が依然として弱い、したがって財政面からの下支えが必要であり、それをするにやうに本格的な景気回復を実現したいんだという趣旨の御発言がございました。

これはさうと聞いておりますと大変清らかで、のみ込みやすいのでありますけれども、よく考えてみますと、大臣がおっしゃっている例えは本格的な景気回復とか、どういふ状態をおっしゃっているのか、どういふ指標がどのように変化したときにその御判断されるのかというお話は伺ったことがないように思ひます。

共事業等予備費の五千億円を前倒しして執行してどうかというふうな論も浮上しているやに聞いております。この点について大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 景気回復した経済の姿といふものはどういふものかを考えているのかというお尋ねは難しいお尋ねでございますので、仮に一つの方面から申し上げますならば、今の我が国の局面で申せば、ただいま御審議いただいておりますような景気刺激策の予算案が国が提出しないので済むような状況と申し上げることができるとも思ひます。

それはすなわち民需、消費と企業投資が正常な高まりを見せて、それによつて経済が動いていくというところでございまして、私としては、さしずめこの御審議いただいております平成十二年度まではどうしてもやむを得ないと思ひて御審議をいただいておりますが、さらにこういうことを重ねたくはない。また、そうでないようにいふなら、なことをこの中に盛り込んで御審議いただいておりますわけですが、ならば平成十三年度ではなくて十二年度の秋に大きな補正を、過去二年やつてまいりましたが、そういうこともしないで済むとなれば経済は回復の基調に乗り始めたと思ひ上げられるのではないかとさしずめ思ひます。

今、五千億円の公共事業等予備費のお尋ねがございましたが、予備費でございますから、将来そういうことが必要になった場合にのみ使えるわけでございますし、国会開会中にそういう予備費を崩すということも、災害ならともかく、普通でないことでございますので、このルールは守らなければならぬ。

おっしゃいますように、私どもの党内にもこの予備費を早く、少なくともその一部を使いたいという議論があることは承知しておりますけれども、全体の問題として、私は今、殊に本予算を御審議中にそういうことを言うべきではないし、考えるべきではないと思ひます。

のはなかなか難しいことだと思ひますのでこの問題については深入りしませんが、それでは、民需が弱いということをおっしゃるわけではあります、なぜ民需がもう少し強含みに変化しないのか、その辺についてのお考えをお尋ねします。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、GDPで六〇%を超える消費でございますが、政府が景気回復を目指したときに、当然、企業におけるリストラクチャリングといふものが行われませんと二十一世紀に十分生きていけないと思ひておりましたから、リストラがあることは予想しておりましたし、それについての失業対策等も昨年の補正あたりから非常にお願いをいたしておりました。そのリストラの行方というものが、確かにアメリカ型と即同じような形はとりませんが、やはり常雇用からは落とすがパートタイムには置いておくというふうな我が国らしいリストラが進行しているように思ひます。

その結果として、失業率は五%を幸いに超えずにおりますけれども、収入はやはり減ることには免れない。そのことが十一月期の収入減、ボーナス減、これは統計局の家計調査に一番端的に出てまいりますが、そういう形をとつておると思ひます。

それで、これがいつまで続くかということとは実はなかなかわからない問題でございますけれども、これが回復しませんが、GDPの六〇%がそこでございますから、成長といふものは非常に難しゅうございまして。

今、労使のいろいろお話があつて、そのことに政府は何も申すべきではないんですが、そういう中からリストラのあり方みたいなことについていろいろなお話し合いがあつて一つの軌道に入るといいますか、そういうことになつてくれば、そしてまた企業間の期間利益もかなり黒になつていくところが多いということから、リストラについての動きは長く何年かかかるとは思ひますが、しかしそれが一つの軌道に乗るということになれば、給与の面でも、したがって消費の面でも十一月十二

が最悪であつたのではないかという事で期待を、これは本当に期待と申し上げるしかないわけですが、そういうふうに思つております。

そうすると、それで消費の問題でまず足を引つ張ることはなくなるとしまして、しかしこれを永続的にするのは、設備投資がなければいつまでも収入が上がるといふわけにはいきませんが、その設備投資が意外に十・十二で見えましたので、そう

いたしますと、この二つで消費が六〇、設備投資は多いとき少ないときがございますけれども、一八とか二〇ぐらいなものがございますので、それで景気のサイクルにプラスの成長が乗っていくのではないかと、こういうふうに通じております。その中で、設備投資の方は動き出しますと急に上がったたり下がったりいたしません。恐らくやや継続してプラスが出ていくのではないかと思いますので、後はもう消費の動向ということになると思っています。

○寺崎昭久君 昨年二月に経済戦略会議というところが答申を出しまして、その中で、潜在成長力あるいは潜在成長率について二％強という答申を出しております。もちろんこれはリストラや労働力と資本の適正再配分が進んだという前提を置いたことでございますけれども、我が国経済の潜在成長率の推移を見ますと、七〇年代から八〇年代にかけてはおおよそ四％前後の成長率だったのが、九〇年になってから平均で二％というような成長率になっているわけであります。

そういうことを踏まえて二％強の潜在成長率は持っているんだというレポートを出されているわけですが、例えば先ほど来話題になっております景気が回復軌道に乗ったとか本格的な回復に近づいているというようなお話が潜在成長率との関係でどうなのか、潜在成長率に回復することが景気がよくなったあるいは成長軌道に乗ったということと同じ意味なのか違うのか、その辺について御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) かつて我が国の経済は平気で五%とか六%とかございまして、そういう

の意味で優等生でございましたが、今、寺崎委員のおっしゃいますように、九〇年代に入って二%な人といいことになりましたので、私は、せっかく優等生だったのが、こんなことになるのと及第できるかなと、しかし長く続くとそういう意識になつて、今がなくなと心配しましたが、明らかにしまし、今はもう落第生でございますから、この意識で、今が落第生をつくつたとも申せません。

今九〇年代とおっしゃいましたが、アメリカの
 経済を見ていますと、明らかに二十一世紀に向け
 ての経済ができ上がって、もう全く遠くを走って
 いるわけですが、我々も苦勞した十年間にそうい
 うふうには日本経済が変形をしているのではないか
 と、多少希望のでもありますが思っております。
 したがって、今までと同じ形の経済の成長
 率とこれからの成長率と一緒に議論できるかどう
 かという疑問はございます。ございますが、いず
 れにしても二％ぐらいの成長がございませんと正

常な経済をやっていませんし、本当にうまく二十一世紀のそういう、ITとばかりは申し上げませんけれども、そういうものに乗っていくならばもう少し高い成長というのはあり得る。しかし、それに日本経済がうまく労使ともに乗っていけるのかどうかというのがまだもう一つ十分にはわかりませんけれども、そう思っております。

○寺嶋昭久君 おっしゃいますように、成長率というのはいろんな前提だとか取り巻く環境の中からは決まってくる部分もございますのでしよから、

二%と言つていいのか、もっと期待していいと言つていいのかというのは見方によると思いますが、一般論からいうと、日本の少子高齢化あるいは長期的には人口が減るであろう、世界経済の枠組みが変わつてきているというようなことを考えますと、なかなかかつてのような高い成長率を期待するのは難しい環境にあるのかなという気がいたします。

話を単純化する意味で、例えばこれから先の潜

在成長率というのを二%ぐらいだとしますと、かつてに比べてそのギャップというのが二%あるわ

けですから、何かで埋めなければいけないという
のが今の経済対策あるいは景気対策というものな
のであらうと思うんです。

私も商店街の人やら中小企業の方にお会いすることがございますが、そういうときに聞かれて返事に對するのが、いつになったら景氣が回復するかということなんです。恐らくそういう方々も皆さんいわるリストラをされていると思いますけれども、ただ言葉の裏には、かつての高度成長時代ないしはバブル崩壊前の状態がどうしても頭にこびりついていて、そこへ戻ってくるのはいつかかという期待が込められているのだらうと思うんです。

私は正直に言つた方がいゝと思うから、もうそういう時代は過ぎたと思つた方がいゝんじゃないでしょうか、まず體質改善が必要ですよ、いつまでも膨らみつ放しの胃袋にたくさん物が入ると思つたら間違ひだと思ひますよということをお申し上げてゐるわけでございます。公共投資を続ければ潜在成長率がもとの高い水準に、二十年前、三十年前の水準に戻るといふ期待は恐らく難しいのではなからうかと思つてゐるわけであります。

そういう中で、先ほどもちよつと大臣からお話
がございましたが、十三年度予算、十四年度予算
は中立的な予算になるであろうというような表現
もこれまでされておりますけれども、その中立的
な予算というのは、これまでの過去の例で言うところ
補正も含めた予算規模を念頭に置かれてい
るか、その辺をちよつと伺いたいです。
○国務大臣(宮澤喜一君) 前段の問題でござい
ますが、あるいは寺崎委員の言われることであるか
もしれません。私の申し上げることが少し空想に

アメリカの九〇年代以来の経済の動きを見ていますと、アメリカの生産性向上は大体二％ぐらい、かなり好調で二％ぐらいだと思っております。御存じのアラン・グリーンズパンは私とよくそういう話をしておりますが、昨年の秋ごろでござい

ますか 今経済成長率は四%になっている、自分はそのうち一ポイントは一丁で稼いでもらっている、一ポイントは労働の生産性で稼いでもらっている、

いると思う。それで労働の生産性というのは君の国では難しいんだよと、レイオフのことなんかを言っておるわけです。そういうことを言っておりましたけれども、最近の四半期でアメリカの労働生産性は五%を超えたということを聞いております。それは長続きするとは思いませんけれども、そういうことがそのままでも日本の経済に入ってくるということは、これだけ苦しんで国内でリストラクチャーが行われていますと不可能ではないのか、またそうでなければ日本

の経済は二十一世紀に雄飛できないのじゃないか、私は未来をこう思つておるものでございますから。確かにいろんなことはございます。いろいろしよつておりますけれども、ポジティブな何%かの成長は可能なのではないか、そのために我々たちはこれだけ苦しんだのだという思いがいたしました。

それで、後段のお尋ねは、十二年度の予算を今御審議いただいておりますが、景気刺激型の予算はこれでおしまいでございまして、もう十三年度

にはこういうことをお願いしないでいいようないろんなものをこの十二年度の中に含めておりますので、それで経済がうまく動いていきましたら、十三年度はもとよりですが、十二年度は昨年、一昨年少ないましたような大きな補正もあるいはしなくて済むのではないか、こういう希望を持つておるといふことでございます。

○寺崎昭久君 後ほども触れたいと思いますけれども、この数年の予算編成の経過を見ておりますと、当初予算はそこそこは組まれているんですが、

策を行うというパターンが繰り返されてきているわけです。私が申し上げているのはその懸念なわけですが、災害とかそういうのは別にしても、十三年度、十四年度というのは当初予算を今令頭に置いた規模が大臣の頭にあるということで受

けとめてよろしいんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) さようでございます。

補正予算を昨年一昨年もやむを得ずいたしましたが、また別の意味でシーリングというものを当初予算にかけるといいますから、補正でそのシーリングをすり抜けるという、そういうちよつとよくない習慣も生まれ始めたこともございます。いずれにしても、民需の経済が動き始めまして、当初予算がそもそも景気刺激的でなく、それをまた補正で補正するという必要もなく、そういう経済運営ができましたらと思っております。

○寺崎昭久君 余り時間がないものですから次の質問をさせていただきますが、この三月八日に日本銀行の政策委員会は、依然としてデフレ懸念の払拭が展望できるような情勢になつていないので、そういう判断のもとにゼロ金利政策を続けますというのを発表されておりました。デフレ懸念が去つたのか、まだ依然としてあるのかというのは人によって見方が違ふと思いますが、大蔵大臣はこの点についてどう御認識されておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御売物価を見ましても消費者物価を見ましてもその懸念はまだ去つていないふうには私には思えません。

○寺崎昭久君 これは判断の問題でございますから、私もまだデフレ懸念というのがあるのかと思ひますし、そういう中で低金利政策というの理由があるのだらうと思ひます。

それとあわせて、最近、例えばインフレターゲットティング論とかインフレ調整論とか量的金融緩和論とか、いろんなことを言う方がふえてきています。その点について大蔵大臣の認識をお伺ひしたいわけがあります。

私自身は、例えばインフレターゲットティングについては、インフレを抑制するためある目標を掲げてそれに近づけるよう努力するというのとは一つの意味のある方法だと思ひますし、期待形成の安定化に資するという限りでは悪い方法ではないと思ひます。

思ひますが、現状のような日本経済のもとに、例えばCPI上昇率を目標に掲げてそれに向かつていろんなことをやる、何でもやるというようなことが万一起こりかねない、いわゆる調整インフレと混同されがちだと思ひますので避けた方がいいのかなと思ひます。また、与党の中にもインフレ調整論などを唱えていらつしやる方もおられるので、大変気になつておられるわけがあります。まず最初に、インフレターゲット論の是非について、あるいは政策として導入することのよしあしについて大臣の御認識を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実は私も、インフレターゲットティングというのは、非常にインフレがございすときにそれを政策としてどのぐらいまで下げるかと、現実の政策課題としてはそういうものとしてみなされておりましたので、デフレからどのぐらいまでインフレに上げるかという議論としては、私はまことに勉強が足りないのよくわかつておりません、正直申します。

ただ、日本銀行のように非常に低い金利政策をやつておられる場合に、世の中からいろいろな批判もあるし、また預金生活者等々からは非常に利子が低い、困るというコンプレインツもあるわけですから、そういう意味でひとつそれをいろいろ検討しようというお立場であればそれは理解できることではございすけれども、どうも若い学者さんがマクロの経済学で大きな経済を右へ行かせたり左へ行かせたりできるように思つておられるのは多分錯覚であらうと思ひますので、理論は理論として、政策論で手段が伴わない話には余り興味がないというところでございす。

○寺崎昭久君 二月十八日の閣議後の記者会見で、大蔵大臣はこのインフレターゲットティングについてタンジブルということをおっしゃつておられるんですが、このタンジブルというのはどういう意味で使われたのかなと大変疑問に思つていたんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) あくまで高いインフレを抑えてくるということを頭に申したのですけれども、このごろさしもの物価も少し穏やかになりましたねといったように消費者が感じる、そういう意味でタンジブルと申ししたので、寒暖計のように何度になつたというようなことはどつちみち言えない話ではないかと言おうとしたのではないかと思ひます。

○寺崎昭久君 またこれは学者の論をお尋ねするようになつてくるのかもしれませんが、このインフレターゲットティングと並んで、量的金融緩和というのが時々浮上してあります。おっしゃる方は、例えば外為市場でドル買い円売りをやりペースマネーをふやすんだというようなことをおっしゃつたり、あるいは中期的なインフレ目標を掲げながら中長期の国債を買いオペでふやすんだとかということ、要するにマネーサプライをふやそうということが念頭にあつての御発言のようでございます。

それが果たして有効な方法なのかどうかという問題もあるわけですが、この金融緩和論について大臣の御認識を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府、日銀が為替市場に介入いたしましたときに、ドルを買えば円が放出されるわけでございます。その円を当然のことながら中央銀行としては必要なときには回収していくということでございますが、それを回収しないではどうやっておけるという議論がおつしやいますようにございす。

日本銀行のお立場は、私はもつともだと思ひますのは、今こういう金融政策の中で恐らく一兆円ぐらいの遊びの金を市場に出しておるわけでございます。それは必ずしも需要がないに近しい状況もございすから、そうしておられる。そういうときに、介入して出た円だけ残しておけるのは余り意味がない。どつちみちマネーマーケットはもうたつぷりなんで、それをあの金と言つてみる必要はないではないかと。私は日銀総裁がそういう言われるのは無理もないと思つておりますから、そういう意味で、いわゆる介入資金を回収しないでおけるという議論は私も私には十分のみ込

めないでございす。

それで、今基本的に日本銀行がとつておられる低金利は、昨年の二月だったと思ひますからもう一年過ぎましたが、かなり有効に働いているといふふうに私は思つております。

○寺崎昭久君 前にもお尋ねいたしましたのが、日銀による買いオペではなくて国債引き受けについては、私はやつてはいけな禁じ手だろつと思つたわけですが、雑誌の論文などを見ておると、与党の中には、デフレを防止するためには、あるいはこれから国債が大量発行されるというのを考えれば、日銀の国債引き受けというの視野に入れないならならぬのではないかと、うなことをおっしゃる方がいるようです。大臣はどんな御認識でしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 例えばポール・クルーグマンなんという人の言つておられることがそういうところへ行き着くかと思ひますし、我が国にもそういう議論をされる方があります。

確かに政府の出します国債を右から左へ日銀が引き受けてくれたらそれだけ金が増えるだらうと思ひますが、そういうことを言う人はいつそれをやめるかというのを一緒に考えてもらひませんと、歴史に学んでいないということに私はなると思ひます。インフレターゲット論を言う方々の方法論にはきつとそういうことがあるのだらうと思ひますけれども、例えば私も財政当局からして、とにかくこれでも各省の予算要求というものをできるだけミニマムにしようと思つておられるときに金は幾らでも出せるでしようと思つたら、そういう財政の努力というのには実際なまつてしまひます。そういうことでは私はいけないのだらうといふふうに思ひます。

○寺崎昭久君 この辺でそろそろ財政再建の話をしたのでありますけれども、ちよつと時間も中途半端でございすので、きょうは金融再生委員長にも御出席いただいておりますので、若干そちらのお話をさせていただきますかと思ひます。まず、九七年の春にいわゆる奉加帳増資とい

のが日債銀を対象にしておりました。ところが、日債銀の奉加帳増資に応じた銀行あるいは保険会社が日債銀も含めて三十四社と思いますが、その中で、先日、第一火災海上保険が出資金額の六十五億円の返済を受けたという報道がなされております。

そこで委員長にお尋ねするわけですが、これが事実かどうか、ほかの出資会社にも返済を受けたところがあるのかどうか、また第一火災だけ返済を受けたとすればどういう根拠に基づくものなのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、寺崎委員お尋ねの日債銀と第一火災との関係でございますが、報道がございました。

まず、契約内容から申し上げますと、日債銀から受けております報告ですが、平成九年の六月十九日に、第一火災と、日債銀の関連親密先である株式会社長浜地所というのがあるわけですが、この第一火災と長浜地所との間で貸し株契約が締結されて、その契約において、株価が一定金額を下回った場合には長浜地所が第一火災にその差額を支払う、それから株価が一定金額を上回った場合には逆に第一火災が長浜地所にその差額を支払うという特約がなされていた、そして日債銀が長浜地所の債務を保証したと、こういう契約が平成九年の六月十九日に結ばれていたという報告を受けております。

それで、経緯をたどりますと、その後、御承知のように株価算定委員会が日債銀の株についての評価がなされまして、また長浜地所が倒産をした、破産宣告を受けたというようないことがございまして、さて日債銀がその保証債務を履行するかどうかというところになったわけでございます。日債銀とされまして、この保証契約あるいは長浜地所と第一火災との関係が法的に有効なものであるかどうか、これは三つほど弁護士事務所にも意見書といひますか鑑定書をとりました検討した結果、これは法的に有効である、こういう結論を得て、そして法的に有効であるならば債務を履行する、

こういうことで六十五億円を支払った、こういう経過であるという報告を受けております。

それから、ほかにもそういうところがあったのかというお尋ねがございましたけれども、日債銀から受けております報告は、ほかに日債銀の債務内容を減らすような契約はない、こう聞いております。

○寺崎昭久君 今ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、この六十五億円というのは日債銀が支払ったということではないんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 日債銀が保証債務の履行として支払った、こういうことでございます。

○寺崎昭久君 日債銀はほかに債務があったと思うんですが、他に優先してこの六十五億というのは支払われたということでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 他に優先してという意味合いではございませんで、日債銀が破綻をいたしましたして特別公的管理に移りましたときに、単なる預金のみならず債権債務関係を全部保護する、こういう方向で処理をいたしました、その一環としてこの六十五億が支払われている、こういうことでございます。

○寺崎昭久君 第一火災の場合にはこういうような特約があったから日債銀から債務という出資分を返還してもらったということは、日債銀に損をかけたという認識があったということになりませんか。

と申し上げておられるのは、ほかの三十三社についてはこういう措置をしていなかったのかもしれない。もともと奉加帳を回されたときには日債銀の経営について大変危惧を持たれていた時期なんではないかと。ですから、当時の大蔵省の審議官と例えれば日本生命でしたかの間で確認書を取り交わされたというようにもあつたんだと思えます。だとすると、こういう特約のような契約をしていなかったほかの経営者は手抜きがあつた、経営判断にミスがあつたということになりませんか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 大変難しい問題でござ

います。このような第一火災と日債銀との契約が有効であるということは、これは弁護士判断でございますが、そのほかの企業がこのようなものを結ばなかったのが経営者のミスであるかどうかというところにつきましては、これはそのときの経済情勢の中でそれぞれの経営者が判断を下された。当時の経済事情でございまして予見可能であつたかということもあろうかと思いますが、それぞれ御判断であつたろうと思ひます。

○寺崎昭久君 もちろん出資する側の判断で特約をつける、つけないという選択があつたんだと思ひますから、委員長にここでそれはおかしいと思ひませんかという御返事をちょうだいするのは無理だと思ひます。

ただ、そういう特約をつけざるを得なかった金融機関に対して奉加帳を回したという責任は大蔵省には残るんだらうと思ひますし、そういう危ないところに出資するに当たって抵抗されたのか、しないのかわかりませんが、出資に応じたというの、第一火災の例があるだけに、例えば株主代表訴訟の対象になり得るなというのを思つたから申し上げたわけでありまして。

もう一つ言ひますと、この奉加帳増資問題をめぐって民主党の有志が詐欺罪で告発をいたしました。その結果が昨年の暮れからことしの初めにかけてまして不起訴処分ということになったと聞いております。それで、その理由は何かということをお尋ねします。

法務省にお尋ねしたら、不起訴処分の場合には通常ペーパー等で回答しない、ただ告発した人には口頭で理由を言つておられるという話だったので、私は告発した一人に聞きまして、幾つかの理由を言つておりましたけれども、今この増資を要請されて増資に応じなかったら日債銀の経営が危うくなつてこれまでは貸し出しをしていただけたというところが、懸念があるので出資に応じたのだというところが一つ、それから損害をこうむつたという告発がないので不起訴処分いたしましたという説明だつたようでございます。そんなことから考えますと、この第一火災の返還というのは私はいろいろ

ろな意味で大きな問題を含んでいるのではないかと。時間がないので、これについての回答は結構でございます。

大蔵大臣にお尋ねします。

大蔵大臣(谷垣禎一君) 当時大蔵省でございまして、事前に損があつたときには返還しますよという特約があつたことは御存じだつたんでしようか、大蔵省は。

○国務大臣(宮澤喜一君) 当時関係した者に聞きますと、知つておらなかつたのでございまして。

○寺崎昭久君 今回の金融をめぐるいろいろな対策防止するといふ観点から行われてきたものだと思います。そういうことがあるものですから公的資金を投入するということも正当化された、やむを得ないことだと思ひます。

しかしながら、今回のように特定の第三者を対象にして第三者割当てをする、しかも、気がついたところだけかもしれないけれども、万一のときにはそれが返還されるような特約措置をつけておくといふのは、どうも考えようによつては損失保証に近いやり方ではないか、少なくとも株式市場の公開性と株価形成をゆがめることになりはしないかという懸念を持つておられるわけですが、これが大量に行われたらということですが、それと、金融機関のいわゆる公共性、社会性ということにかんがみていへば、そういう第三者割当てといふのをやめていんだらうかという疑問があります。

そこで、大蔵大臣にお尋ねするんですが、増資に当たつて、この第三者割当てというのは金融機関に限つて規制する必要があるのではないかと、それからもう一つは銀行同士の株式の持ち合いについても一定の歯止めを設ける必要があるのではないかと。いかにいへば、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 前段のお尋ねでございますが、あのときに日債銀の救済について、当時の大蔵大臣がその必要を認められて大蔵省の管理、もちろんそうでございますが、何とか救済をしたいという努力をしたそのことの善意は疑

いせん。また、当時、今日のようなセーフティーネットのいろいろな法制がなかったということも事実でございましょうけれども、やはり奉加帳をつくって出資を勧誘するというようなことはそもそも極めて奇怪なことだと思います。法以前の問題でございまして、法以前の段階で論評はできません。後段のお話は、確かにこうやっていろいろな制度も変わってまいりました。また、旧制度から生まれたいろいろな弊害もお互いにわかってまいりましたから、今、寺崎委員の言われるような方向で考えていくことが恐らく方向としては適当であろうと思います。

○寺崎昭久君 今後の御検討をぜひ進めていただくよう期待いたしております。

それから、先ほど大蔵省の幹部に対して民主党の有志が告発したということも申し上げましたけれども、私の周囲にいる人は、銀行が損をこうむったのに、あるいは日債銀の破綻が懸念されているような状況の中で増資したのに、実際にその普通株なり優先株なりが紙くずになってしまつて、銀行とか保険会社とか出資したところは、大蔵省に対して、大蔵省は保証したじゃないかと。でも、この大蔵省の保証といふことは、民間で言う債務保証をしたと同じぐらいの重さで受けとめてくれるわけですから、大蔵省に對して、例えば詐欺罪で訴えるというのが当たり前だろう、にもかかわらず被害をこうむった人が何も言わないのはおかしい、大蔵省はいろんな意味で圧力をかけているんじゃないだろうなということやう人がいます。最後にその件について御所見を伺います。

○政務次官(村井仁君) 当時の大蔵省がいろいろいたしましたことにつきましては、私どもからいたしますと、平成九年四月当時、日債銀の経営再建に当たりまして、当時の大蔵省が関係者と寺崎委員が今御指摘の奉加帳方式というような形でいろいろやりまして、これは当時のセーフティーネットの整備状況などを考えますと、その当時においては、大蔵省として最善を尽くしたということではあった。しかしながら、結果として日債銀の再建は実現できず、また結果的にいろいろ負担をおかけした。その点は大変遺憾なことだと私も思っているわけでもございまして、今後こういうことのないように私どもとしても透明なルールのもとできちんとした金融行政をやつていきたい、そんなふうにも思っている次第でございまして、寺崎昭久君 ありがとうございます。

○浜田卓二郎君 改革クラブの浜田卓二郎です。公明党・改革クラブを代表して質疑をさせていただきます。

私の持ち時間は二十分しかございません。テーマを景気と金融とそれから財政とちよつと欲張っておりますので、少し早口で質問をいたしますが、簡潔なお答えを期待したいと思ひます。

第一番目に、大蔵大臣の御見解をお伺いしたいと思ひますが、今、日出委員あるいは寺崎委員から景気についての御議論がございました。私はこういう見地から申し上げてみたいんですけれども、今の大蔵大臣のお気持ちをそんなにいたしませんと、片目で国債の累積の状況をにらみながら、もう限界かなという思いがあたりだろつと思ひます。そしてまた、もう一方の片目で企業や家計の財布のひもの緩みぐあいをおかたずきんで見ている、早く緩めばいい、消費が出ればいい、投資が出ればいい、言つてみれば我慢比べの胸突き八丁だと思ひがいたします。

私の考えでは、もう一息で財布のひもは緩む、そう思っているわけでありませう。設備投資が若干出てきたという報道がございまして、大臣も大変喜んでおられるようでありますけれども、ここが胸突き八丁で一番大事なときである。ですから、今一番求められるのは冷静なる情勢分析と、そしていろいろ議論が出てきておまして、ひるむ気持ちもたくさん出てきておるんだろつと思ひますけれども、ここは必要な政策を果敢に打ち続けていく勇氣が今必要なんじゃないか、私は個人的にはそう思っているわけでありませう。

昨年の補正による十八兆の景気対策、それから一昨年は二十三兆九千億の景気対策、これはよく言われるわけでありませうけれども、いわゆる一昨年の景気対策が息切れをする、そして二〇〇〇年度の予算がスタートをするまでのすき間ができる、そこをこの十八兆の景気対策で何とか持続させて成長率をプラスに持つていこうというのが十八兆の意味であつて、つまり二〇〇〇年度のGDPを押し上げる意味合いというのは、この景気対策にはなかつたと言つてあれですけども、それが眼目ではなかつた、そういうふうには私は受けとめております。

大臣は、二〇〇〇年度の予算でけりをつけたい、それが私の希望だといふふうにおっしゃつておりますが、しかし同時に、先ほどの寺崎委員への質問のお答えとして、デフレ懸念が去つたとはまだ言い切れないといふふうにもおっしゃつておられるわけでありませう。ですから、私は、今の時点でもうこれで景気対策は打ちどめです、財政の役割は終わりですとおっしゃるのには早計ではないかといふふうにも思つておられるわけでありませう。

もっと率直に言へば、ここで政策転換だといふような感じがマーケットに出る、あるいは日本経済全体に出るということには果たしていいのだろうか。橋本さんのときのあの失敗も、私はあのときは現場におりませんでしたけれども、もうよくない始めているという認識が余りにも樂觀的に持たれ過ぎたことが大きな原因だつたといふふうにも思ひます。

ですから、私はあえて、今、本予算審議の途中でありますから大臣に踏み込んだお答えを期待はできないとは思つておりますけれども、今申し上げた認識というのは大事だといふふうにも思ひます。ですから、大臣の御見解を簡潔に承らせていただきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) そこは非常に難しいところでございますから、よく氣をつけて物考え、物を申さなければなりません。

少なくとも今御審議いただいております予算は、やがて可決をいただければ執行されますので、これはこれから走るわけでございます。これはこれから走るわけでございますから、かなりの期間は走つてくれます。そこまでは間違いありません、これをとめるとかいうことはもとより、なにもお考えになつていないわけですから、これが二〇〇〇年をこれから走つていく、その走つていく中で民需への経済の移行がどれだけ行われるか、そういうことでございませう、ここでこれをやめてしまふといふようなことを申し上げておるのではない。これはもうわかりたいと思ひます。

それから先の、仮に九月とか十月とか、そういうところのことについてはうっかり物を言つて逆の効果を与えてはならぬと、そういう御助言は十分注意いたします。

○浜田卓二郎君 もう一つですが、金融がシステムとして安定に向かいつつある、そして財政も大蔵大臣になられてからなりふり構はず大策をとつてこられておる。日本の経済が、本格的回復は何ぞやという問答がございましてけれども、私もかなり回復に向かつておるであらうといふふうにも思つております。

その場合に、私は、株価に期待するところが非常に大きいわけでありまして、一昨年の金融三法の成立以来、あとは株だぞといひ続けてまいりました。やつとことしの大発会で二万九千円台につけ、一時的には二万四円台といふこともあり、一万九千円台、きのう少し下がりましたけれども、定着してくればいいと思つておりますが、これが一つの先行指標になつて企業あるいはまた個人、家計が財布を緩めていく一つの手がかりにな

るだろう、そう思っております。

その場合に気になりますのは、アメリカの株価との関係でありまして、アメリカの株価は明らかに調整局面に入っているわけでありまして、グリーン・スパンの御発言というものが非常に巧妙に調整を促しているという論評も読ませていただいております。ただ、私はアメリカの株価が下がるから日本の株価も下がらなければいけない、そういう心理的な呪縛といいますか、つながりというものがどうも断ち切れていないような気がするわけでありまして、一喜一憂が日本のマーケットの一つの上げを抑える要因になっているような気がいたします。

しかし、よく考えてみると、日米の資金の流れということで考えれば、むしろアメリカの株が下がるというのは日本では日本の株の買い要因だと言ってもいい面もあるわけでありまして、要するに、円高の要因と一緒にありまして、向こうでドルを売って円を買ってくる動きと同じ資金の流れのほずでありますから、私はそういう東京のマーケット関係者の心理的な米国株価への連動関係を断ち切る役割を政府が政策的にやってもいいんじゃないか、そういう意見を持っております。私自身は機会があればそういう言い方を随所でしてきているわけですが、大蔵大臣、そういうことを政策的におやりになつていただくお気持ちはありませんでしょうか。

○国務大臣(谷垣重一君) ああ、島の方々は皆さん経験が深いし命がけですから、政府がちよつとやそつと言ふことは私はしない方がいいと思っております。

ただ、アメリカの株価との関係は、恐らく私も浜田委員のおっしゃるような因果関係というのはきつとあるんだと思います。ただ、ウォールストリートが下げたときに、恐らくああいう方々はいづれのとにかアメリカにガラが来るだろうと、何となくそういう連想を持たれて、こつちもこうというんじゃないでしょうか。しかし、このごろはどつともナスダックの方に関心を余計に持つて

おられるように思いますが。

ともかく戻りまして、株価に影響を受けるようなことは私はもう一切しないつもりでございますし、またとてもそんなこんなで動く社会ではなさそうに思っております。

○浜田卓二郎君 これは私がそう申し上げるのが目的の質問でありますから、お答えはそれで結構でございます。

次に、谷垣金融再生委員長に頑張つていただきたい、そういう気持ちから一問御質問をさせていただきます。

私は、昨年暮れのペイオフ凍結の延期、これは当時、大反対していたんです。それで、とうとう非常に暴力的な手段で決まっちゃったような気がしたわけですが、決まった後ちよつとがっかりして、そのせいか、どうも柳沢委員長のときは非常に緊張感を持って金融再生が進んでおつたような気がするわけですが、何か心なしかぐつと緩んでしまったような気がして実は残念なんです。

そこで、谷垣さんにお聞きいたしますけれども、あのときペイオフ凍結にいろんな懸念がありまして、内外に。いろんな懸念があつて、私はそれはそれなりに正しい議論だったというふうに思ふんですけれども、それを乗り越えて、あえて何で延期をしなければならなかったのか。本場の理由は何か。信用組合の話とか越智委員長の発言とかいろいろありましたけれども、そこは本場はどう考へているのか。そこに本場に延ばさざるを得ない理由があるんだとすれば、それは本場に一年で解決するかどうか、その認識をはつきりとお示しいたきたい。

そして、やつぱり再生するんだという決意のもとに來ているわけでありまして、それをやらなかつたら、今の日本経済の立ち直りというの也非常に危うい基盤の上に立つことになるわけですから、私は谷垣新委員長に期待するところであり、その決意も含めて今の点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣重一君) 今、浜田委員からの御質問でございますが、昔、浜田さんと一緒にいろいろ議論をしたことを思い出しますと、逆に私の方、浜田さん、あなただつたらどうするんだというのを聞きたいような気持ちでございます。今、ペイオフ一年延期の本場の理由は何か、こ

ういうお尋ねでございますが、こういうことを国会で答弁していいのかわかりませんが、私も去年の暮れは浜田さんが今おっしゃつたのと同じような議論をしておりまして、また違うことを答弁するのはなかなか正直言つとつらいところがあるわけでございます。

しかし、いろいろな議論の中で、今までは都道府県の監督下にある信用組合等、これはこの四月から国の管轄になるわけでありまして、そのもとで実態把握をしつかりしないといけないねという御議論がございまして、私はそれは確かに首肯すべきところがあると思つております。

そして、今までの法の仕組みも、こういう協同組合の組織に対しては、優先出資法にしてもあるいは早期健全化法にしても使い勝手が悪いところがあつたのも事実でございますから、やはりそういう法改正もして、これから一年間きちつと検査監督もして、たえられるような体質につくつていこう、こういうことだろうと私は思つております。そしてまた、では一年間にできるのかというところでございますが、これは必ずするつもりでございます。なるようなことであつては私は絶対いけないと思つております。それで、先ほど申しましたような法改正もこの国会にお願ひをしておりますから、御審議をいただいでこれも早く通していただいで、そういう仕組みとあわせてこの一年間に必ずきちつとしたものに仕上げていきたいと思つております。

そして、どうもこのごろ金融再生委員会は少し緩んでいるのではないか、こういうお話でございますが、私が就任いたしましたときに職員に申しましたのは、この十年ぐらい、口の悪い方は失われた十年というふうなことをおっしゃる方があ

けれども、やはりその背後に金融システムの不安というものがあつたわけだから、金融再生委員会あるいは金融監督庁がどれだけ頑張るかということがそういうことを乗り越えていく要するにかなめの問題なんだというふうなことを職員に申し上げ、そして頑張ろうということを言つたわけでございます。

大変非力でございますが、いろいろ教えていただいて目的を達成するように頑張りたい、このように思つております。

○浜田卓二郎君 凍結期間というのは一つの特別な期間、それを一年延期して二年の特別な期間、時間ができたといへばそういうことであります。が、この間に思い切つて日本の金融システムの体質改善をやり、不退転の決意で金融再生をしていただくように、谷垣新委員長の奮闘を祈ります。

最後に、財政投融資について、これから議論が始まるわけでありまして、これはもう私はしつこく何度も同じことを申し上げてまいりましたけれども、これから法案の審議も始まりますから、もう一度確切的に問題意識を申し上げて、御答弁いただければいたしたいと思ふわけであり

す。郵便貯金を財投原資から切り離した理由は何かということですが、それは財投諸機関が資金調達をする、そして事業を行う、そこにマーケットメカニズムを機能させよう、そしてマーケットを通じて資金調達面からの、逆選別と言ふと妙な言い方ですけれども、それによつて財投の事業が本場に必要なる事業かどうかということを確認して、いこうというふうなねらいだろうと、そういうふうな御説明もいただいております。そういう面もある、全くないとは私は申し上げませんけれども。

ただ、よく考えてみると、財投債を発行すればこれは国債です。それから、財投債機関債だつて結局発行できなかつたらどうしようもないわけですから、私は政府保証がつくだろうと思ひます。結論は、そうすれば国債です。だから、国債発行をして資金調達して、これがマーケットメカ

ニズムでございますと言ふのはいささか説明として迫力を欠くというふうに思ふんです。だから、むしろ出口、つまり財投機関が国策として金融をやり、各事業をやるのが今の時代に本当に必要かどうかというのは、やはり事業そのものを、金融そのものを点検することが先ではないか、そういうふうに思います。

岩井委員もおられますけれども、我々は行政監視委員会、そういう観点から長期テーマとして財投機関の総点検というのを今やり始めておりまして、この間は年金福祉事業団がなぜ赤字を出したかという解明の質疑をやらせていただきました。株価が戻つてきて大分改善をしたようでありますけれども。

ですから、私は、本当に国の施策としてやる必要があるかどうかということの吟味を財投改革で徹底的にやらなければ財投改革という名に十分値しないことになるのではないかと、いまだにそういう疑問を持っております。

そして、もし本当に国の施策として必要なことである、国策事業として必要であるということであれば、私は見回してみても一番使うべき資金というのは郵便貯金だと思ふんです。国債はもういっぱい発行し過ぎるぐらいしているんですから、これから財投債をまたいっぱい発行するということもどうも屋上屋みたいな感じがいたしますし、税金以外には他に国が使える資金というのはないわけですから、やっぱり郵便貯金が一番そのためにあるんじゃないか。この点についてどう思われるかが一つです。もう時間がありませんから簡単に回答いたします。

もう一点は、そういう観点からすれば郵便貯金とは何かということ。私は、国策として資金を集める、それは国策としてやる事業があるからそれに必要な資金を集めるというのが発端ではなかったかと思ふんです。ですから、郵便局長さんたちもお役人、準公務員であります。そういう国の機関を使って資金を集めて、ではその資金で何をやるんですか。私はそれが財政投融資だったと

思ふんです。だから、輝かしい郵便貯金の歴史が築かれてきたと思ふんです。

ところが、財政投融資は郵便貯金ではやりませんと切り離しちゃったんですから、それでは郵便貯金の目的は喪失されたということですよ、逆に言えば、だから、財政投融資にかわる新しい国の事業でも何かつくるのであれば郵便貯金は必要ですよ。しかし、自主運用というのは新しい国の事業ではあり得ないんですよ。

悪口を言えば、目的のない巨大資金が量的に限りのある日本の金融マーケットをさまようようなものだ。私はそんな目的のために郵便局長さんたちに貯金を集めさせるのはむしろ失礼だということにすら思ふわけでありまして、郵便貯金を大事にするのであれば、それは何のための資金であり、我が国の広い意味の金融の仕組みの中で、あるいは国の制度の中でどう位置づけるかというのをしっかりと見きわめた議論をしておいてもならないと、切り離したから財投改革ですという話は極めて不十分であるし、説得力を欠くというふうに思ふんです。

もう時間が過ぎていきますから一言ずつ、前田さんと大蔵大臣に。

○政務次官(前田正吾) それでは、先生御指摘の点につきましてお答えをいたしたいと思います。先生御指摘のように、郵便貯金事業のあり方につきましてはこれまでさまざまな御意見が出ておるものと承知をいたしております。郵便貯金は専ら小口個人を対象にした貯蓄手段として国民、利用者の支持を受け今日まで発展してきたものと認識をいたしております。

今回の財投改革に関連をいたしまして、郵便貯金資金につきましては、資金運用部への預託を廃止し、その全額を市場において自主運用することとしております。これは財投に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的に転換するという趣旨でもございます。

郵便貯金事業はこれまで財投に資金を供給してまいりましたけれども、郵便貯金法第一条に規定

されているとおり、郵便貯金事業は「簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的」としているものでございまして、必ずしも財投資金の調達を目的として設置されたものではないというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、郵便貯金事業の目的は全額自主運用となつても変わることはなく、特に昨今、金融ビッグバンが進展して、欧米に見られるような金融サービスが地域間格差や顧客間の格差を生む懸念が指摘されている中、小口個人の利益の確保を目的として基礎的金融サービスを全国あまねく公平に提供する郵便貯金の役割がむしろ重要になつておるというふうに思われます。

また、郵便貯金資金の自主運用につきましては、市場において安全で確実な債券を中心に運用を行つていくことを基本といたしておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一) 今までのシステムは、何十年、功罪半ばするといふよりは、私はなかなか功の方が多かったと思ふますが、いわゆる財投機関といふものがいろいろに言われて、これはやっぱり金がかつたと思ふますが、変わるのと言われるようなことになりましたし、変えるのも一案だなど。いろいろございませうね、功も罪も。まあしかし、いいんじゃないですかね。

それで、財投債は国債でございますけれども、財投機関債と言われたら、それは政府保証をつけるのはおかしいと思ふますね。

○浜田幸三郎君 時間ですから終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。

先ほど来、景気論議がなされておるんですが、私はどうしても大蔵大臣のおっしゃることは納得がいけないといふんです。成長軌道に乗つたという判断をされたわけですが、その論議となさるところは設備投資、これが四・六増と三期ぶりにプラスになつたということなんです。し

かし、GDPは二期連続でマイナスになつたわけですし、そして先ほど来お話にあつた個人消費、GDPの六割を占める個人消費について見ますと一・六%のマイナスということで、これは二期連続のマイナスなんです。結局、GDPの一五%を占める設備投資で少し上向きが見えたというだけのこと、何でもこれが成長軌道に乗つたとまで判断できるのか。

私は何も景気が悪いことがいと言つてはいいわけじゃないので、景気の回復を望んでいることは変わりないんですけれども、しかしその判断が、私としては、その軌道にも戻つていないのに戻つたといった形で判断するとなれば、それはまたまた大きな害悪を流すというふうに考えざるを得ないんです。

その消費不況と言われる現実について見れば、今申し上げましたように、結局一層深刻化しているんじゃないかと私は考えます。今の企業の増益にしましても、減収増益という形で、むしろリストラ、人減らしによるところが大きいわけでしょう。こういった中で見ますと、サラリーマンの実質所得という点で見れば七期連続マイナスになつております。そこへもつてきて、リストラは計画段階、始まつてまだまだこれから実施されていく段階なんです。そういう点では雇用不安というものもより一層増大してきています。

それこれ考えますと、今の段階で景気が成長軌道に乗つたとか自律的回復に向かい始めたとか到底言えないんじゃないか。昨年来、景気の最悪期は脱したといつて、政府は緩やかな回復期にあるとずっと言い続けてこられた。結局、今の状態というのは私はそんなに変わつていないと思ふし、今の指標で見ればむしろ悪くなつていっているのが自然じゃないかと思ふんです。

そういう点では、けさの報道でも、エコノミストの中ではそういった政府の判断には違和感を覚えるというコメントも何人かありましたけれども、私は国民から見ればある意味では政府の判断というものの対してむしろ不信感が生まれてくる

していただきたいんですけれども、「日本経済が本格的な経済改革を遂げ経済の再生が実現できない場合には、財政はもはやサステイナブルではなくなる。」と。持続可能ではなくなるということなんです。私も既にそうなっているんじゃないかと思うんですけれども、続けてこう言っているんです。「中長期的に財政バランスが改善に向かう道筋を今のうちに明確に示しておくことが、萎縮した消費マインドの改善や市場の金利上昇懸念を払拭するためにも極めて重要である。」というところで、まさに先の話ではなしに今の問題として財政再建の道筋を示す必要があるというふうに昨年二月言っておられたわけです。これは小淵内閣の共通認識ではなかったんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) それはごもっともで、それに反対はありませんけれども、しかし計数的に申さない限り、恐らく信憑力は乏しいと思います。

○池田幹幸君 計数的に示すとすると今おっしゃったように少なくとも一年はかかるというふうなことになるわけだし、そしてまた景気回復軌道に乗らなければできないとおっしゃるわけだから、とてもじゃないけれども政府にそれは期待できないということになってしまふわけですが、しかしここで言っているのは、景気対策としてもそれが重要なんだ、道筋を示すことが大事なんだと。戦略会議で言っているのも、計数まで示せと言っているんじゃないだろうと私は思うんです。私たちは、何といましても一番の原因を追求して、それを変えていく方向というのを国民の前に示すことが大事なんじゃないかなというふうに考えているんです。

そういう点で、きょうちよつと資料を用意させていたいたんですが、これは大蔵省が出された財政の中期展望に基づいて二〇一〇年まで少し引き伸ばしてみたんです。これは大蔵省が設定された条件をそのまま受け継いでやったものなんです。大蔵省にお願いしたけれども、そんなものはないという話だったので私の方で準備した

んです。

これです。これでいきますと、結局ここであらわれている数字は、今の財政構造、経済政策をこのまま続けたいけれども展望の見えない状態に日本経済は陥ってしまう。もう二〇〇七年か二〇〇八年には、一般歳出の伸びをゼロ%に抑える、名目成長率を三・五%に想定するとしても国と地方の債務残高は一千兆円を超えていくということでもない状況になる。

これは否定できない状況だというふうに思うんですが、大蔵大臣、この試算はどうごらんになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一) いわゆる中期展望を予算委員会に御提出いたしましたときに、そのころの議論は池田委員も当然御存じでいらつしやいますけれども、非常に簡単に申しましてこれはプロジェクトで考えている限り、なかなかこの問題についての解決策はないということでございます。したがっていまして、いろんな政策努力が、これは政策努力を前提としたしておりますから、それを考えない限りこの問題についての解決はない。いろんなことを言っておりますが、一番中心はそういうことを申しておると思います。

○池田幹幸君 私もそうだと思うんです。だから政策努力をしなければいけません。少なくとも今の経済構造、経済政策をこのまま続けておる限りこうなるんだということはここではつきりあらわれていると思うんです。

では、どういう方向に変えていかなければいかぬのかということに話がなると思うんですけれども、私はそれを考える前にまず一つアンケートを紹介しておきたいと思うんです。

これは二月十五日付の日経新聞のアンケートなんです。ここでは、財政と景気刺激策の関連で、「財政支出を拡大し国民負担が増えても景気回復をはかるべきだ」、それともう一つは「景気が停滞しても財政支出を抑制し国民負担が増えるのを避けるべきだ」と二つ並べまして、どちらですか

と聞いているんですね。それを見ますと、「国民負担が増えても景気回復をはかるべきだ」というのが二・八%で、「景気が停滞しても財政支出を抑制し国民負担が増えるのを避けるべきだ」が六八・八%なんです。六八・八。圧倒的に財政再建を求める声が強んだということをまず一つ御紹介しておきたいと思うんです。私はこれが国民の声だというふうに考えるわけなんです。

そこで、昨年末のOECDの対日経済審査報告書、これを見ても、そこに書いてある内容は私たちがほとんど賛成できない内容が多いんですけれども、一つ、少なくとも今の日本の財政政策について書いてあるところについてはやっぱり考えざるを得ないものがあるんじゃないかというふうに思います。

大蔵大臣もお読みかまわかしませんが、そのさわりの部分を見ますと、二〇〇〇年以内に債務対GDP比で一一四%に達する状況というふうに見えているんですが、これは少し甘いと思うんです。現在ではもう一二〇%になるということですからね。それにしてもこれはイタリアとほとんど同じでひどい状況だと軌道修正がない場合、急速に債務が大きくなると書いてあります。当たり前です。「したがって、長期債務残高の対GDP比率の収束点が過重にならないように十年以内に予算改革期を終了するのが妥当である、したがってこの議論は二〇一〇年にいかなる状態が必要とされるのかという評価が基準になる」、こう言っているんです。

私は、プライマリーバランスを十年以内に達成するというのはちよつと、それがいいかどうか、そういう目標を設定するのがいいかどうかというのにはありますけれども、しかし債務残高のGDP比の増加がストップする時点まで一定程度きつと定めて、そしてそれに向かって財政構造を変えていくという点では非常に意味あるものだというふうに考えるんです。しかも、それを今着手しなきゃいかぬということをOECDも言っているんですが、大蔵大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) 景気がどうなってもいいから財政が大事だと、五十何%ですか。日本じゅうにそんなに大蔵大臣がおられると幸せでございしますが、そういう問題の出方をすればどうしてそういう答えになる、それはわかります。

それで、今おっしゃいますように、どっちみちこの債務の増加というのをどこかでとめなきゃならないわけですから、今おっしゃったようなプライマリーバランスを目標にするのは一つの行き方だと思んですが、プライマリーバランスというものを国民にわかつてもらうための全体のフレームというところにやっぱりならざるを得ない。何でそうなのか。それは社会保障であるとか税制であるとかいろんなものからそういうことになるんです。それでも、マクロモデルでそれをつくっても、今度はそうになったら、それ自身、国民のうんという御承認を得るといのは、その中には歳出の削減もあるし歳入の増加もございしますから、最初のスローガンだけはいいいんですが、いいですが、歳入はここを減らします、あそこを減らします、歳入はここをふやします、あそこをふやしますと、そう言ったときに、やむを得ないんだというだけのフレームの中でそれを提示しなければならぬというふうに思っております。

○池田幹幸君 さっきのものは、景気がどうなってもいいのじゃなくて、景気の回復がおくれているということですから、その辺は、そんなむちゃくちゃなことは言っていない。これは日経のアンケートですから。

それで、今おっしゃったことは非常に大事だと思うんです。財政再建には歳出の削減もあるし増税もある、国民負担増というのがあるということなんです。でも、私も私は最近、新聞報道あるいは委員会の答弁等を伺っていますと、大蔵大臣は歳出削減の方は余り言われなくて、こう言っているんです。経済が回復すると国民の皆さんにいろいろ負担を求めらわざるを得ない事態になると。国民に負担を求める方を先に言っておられるように、かなり気になる御発言があるんですが、私は

今の財政をここまで悪くした最大の原因はまず歳出構造にあるというふうに考えるんです。

そのことを今から論議したいんですけれども、OECDの先ほどの報告書の中でも、いろいろ言っておりまして、国民負担増の話もあるんです。あるんですけれども、しかし可能な、一番大事な対策は歳出削減だ。しかも、それが公共事業にあるということまで書いているんですね。

そういったところで、私は、歳出構造の削減、公共事業の削減に焦点を絞った対策を立てるべきだというふうに考えておるわけなんです、その点で、きょう経済企画庁に来ていただいたいておるので、一つだけ確認しておきたいんですけれども、

昨年末のミニ経済白書、ここでは、今の財政赤字の主な原因は構造的要因にあるんだ、これが九割方だというふうになしか言っておるんです。その構造的要因というのは、もちろん先ほど言いましたように公共事業もあるし増税もあると思うんですが、主にも公共事業にあるということじゃないかと思うんですが、ひとつ御答弁願います。

○政府参考人牛嶋俊一郎君　御指摘の構造赤字の話は恐らく平成十二年版「日本経済の現況」という経済企画庁の方で出ております「経済の回顧と課題」の方の分析だというふうに存じております。

その中で、九一年以降、九一年度から九六年度の間に財政赤字が拡大したもので、構造的な財政収支が六・九％赤字拡大で寄与していると。一般政府の財政赤字の七・六％の大半を構造的な赤字の拡大が占めておるといふ指摘をしているところでございます。この中には、財政政策として景気を下支えするような支出も含まれているといふふうに承知しております。

○池田幹幸君 結局、公共事業が大半を占めているというふうに思っています。というのは、その表現の中に「一九〇年代に行われた累次の経済対策は景気の下支えに一定の役割を果たしてきたが、同時に、これは構造的財政赤字を代償とする成果でもある。」という言い方で書いております。

何といつても、今の日本の公共事業、私たちは公共事業に五十兆円、社会保障に二十兆円という表現をしてきておりますけれども、もちろん五十兆円が全部税金でということではございません、これは財投もありますし。しかし、九〇年代の、特に九二年の宮澤内閣の総合経済対策以来のそれを見てみますと、トータルで百九兆円になるんですか、九回で。そのうち七十兆円近くは公共事業ということになっておりますから、それがまさに景気回復の代償として、構造的財政赤字の代償としてやられたということなんですから、このやり方を変えていかなければならないというふうに思ふんです。

諸外国と比べても、日本の公共事業は断トツな
 んてものじゃない、二倍、三倍ですから、こういう
 構造を変えていけば本當に歳出削減に大きな効
 果を果たせる、これはもう間違いない。しかも、
 公共事業が景気対策としてそんなに役に立たなく
 なっているという現実もあるわけですから、それど
 ろか、建設国債をどんどん増発してやっていく、
 これでもって赤字をどんどんふやす、債務残高を
 とんどんふやす。そのことが逆に景気を悪くする
 要因になつてきているということなんです。から、
 もうこういうやり方はやめなければいけません。

少なくともそういう方向を今出す必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですが、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 公共事業が旧態依然たるものであるという御批判は長いことありまして、私どももそれは随分反省をいたしております。昨年の秋から、いわゆる経済新生対策というところで、構造的なものの、少子化対策、環境対策、そして情報通信と、この四つの柱に整理いたしました。今、全部の公共事業の大体二割二分ぐらい、そういう分類でございますので、随分それは直してまいっておるつもりでございます。そして、工事を中止したのもありますし、これはいろいろ反省しなきゃならぬということは正直思っております。それは進んでおりますし、ミレニアムの

ような仕事も出ております。

それを申し上げました上で、しかし日本の公共事業が西欧の先進国に比べて多いというのはやはり日本のインフラストラクチャーが十分でない、率直に言つて私はそうだとするに先ほどの反省を申し上げました上で思つております。それは、大部分の国会議員の皆様が地方からお頼まれになることはやっぱり公共事業に関連したことでありまして、實際、例えば下水道の普及率などというのは陳腐な例ですけれども、それ一つとつたつて、また洪水があつたり山崩れがあつたり、確かにインフラストラクチャーは我が国はまだ極めて不十分だというのは私は事実だと思つてございます。

ですから、先ほどの反省は申し上げました上で、公共事業はなるべくやめた方がいいというふうに共産党の方々がずっと従来御主張ですが、国民一般の、殊に地方の公共事業についての要望は依然として大きいという事実、その間に不正があるとかむだ遣いがあるとかいうことはこれはもう反省いたさなければなりません、公共事業というものを国民の多くが、殊に地方の人々は一番大事に考えているということはどうも私は事実ではないんだらうかと。

こだわって申し上げているつもりではないの
で、それならこんなふうに申し上げませんけれど
も、どうも私はそこところが十分納得できてお
りません。

○池田幹幸君 私たちは公共事業をなくせばいいなんて一度も言ったことがないので、余りにもむだ遣いが多過ぎるということと、むだ遣いがなされるのは公共事業のやり方、まず総額を決めてやるというやり方にあるんだということをずっと申し上げてきたんです。そういう総額先にありき方式をやめれば大幅な削減が可能だということも訴えてまいりました。

しかも、その総額先にあきりが、残念ながら日本の場合には九〇年代に入ってからの日米構造協議以来、公共投資基本計画がつくられるわけです。

れども、この公共投資基本計画が日米構造協議での対米約束に基づいてやられたと。九〇年と九四年にまたさらに改正されて、今、十三年間の公共投資基本計画をつくっておりますね、九五年以来のもの。それを見ましても、結局、年間五十兆円レベルの公共事業をやらなければいかぬことになるんです、二〇〇七年まで。これはずっと続けなければいかぬということになってしまいます。

る見てみますと、九〇年以来、九一年の公的資本形成三十一兆円から始まって、九八年の三十兆円もあるんですけれども、用地費が加わってきましてから大体トータルで五十兆円レベルがずっと続いているんです。これをやらなければ対米約束を実現できないんですね。

こういう対米約束や公共投資基本計画はもうやめて、もう一度本当に国民に何が必要なのかということを積み上げていくやり方、そういう方向に公共投資のあり方というのは変えていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

時間が参りましたのでこれで終わらせていただきますけれども、引き続きこの問題については論議していきたいと考えております。終わります。

○三重野栄子君 社民党の三重野栄子です。
財政投融資関係と日賦貸金業関係、二点につき
ましてお尋ねいたします。

まず、財政投融资関係につきましては大蔵大臣にお尋ね申し上げます。

平成十二年度の財政投融资計画は、郵貯の集中満期という特殊要因もありまして、全体としては対前年度比一七・四％減となっております。けれども、いわゆる一般財投についてはわずか四・八％の減と、それほど大きな切り込みはなされてはいないように思うわけでございます。この程度の切り込みでは郵貯の集中満期により原資が不足する中で大丈夫なのかと心配してましたけれども、案の定、本年一月十四日の日経新聞によりまして、大蔵省は財投機関に使い残しを出すよう促すと、

す方針であるとの報道がなされています。

そこで、大蔵大臣にお尋ねするわけでございますが、大蔵省が財政機関に使い残しを出すよう促すということとは本当でしょうか、事実でしょうか。もし事実であるならば、計画段階から一般財投に對しより大胆な切り込みをすべきではなかったのかと思うのですけれども、その点に關しまして大臣の御所見をお伺いいたします。

○國務大臣(宮澤喜一君) 一般的に、財投でも、これは一般予算でもそうでございますが、使い残しをなるべく出してほしい、これは使わないでいいのならばちゃんと残してほしいということとは言っておりますから、財投でも同じことを言っております。

それからもう一つは、財投の場合、多少特殊でございましてけれども、住宅関連で、住宅金融公庫が多いと思いますが、繰り上げ償還がございまして、有利なものですから、それで金が残つてきたという問題はございましてけれども、しかし一般的に残してくれ、要らぬものは残してくれということは申しております。

○三重野榮子君 そういう特別なことがございましてですね。

平成十三年四月からスタートする財政投融資改革におきまして、大蔵省は政府短期証券を短期の財投債として発行する方針であると承知しております。

そこで、昨年十二月の本委員会で、こうしたものが発行されれば日銀に對して引き受け要請が高まるのではないかとという質問を日銀総裁にさせていたいただきました。日銀総裁の答弁は、できることなら市場で売買が行われていくのが望ましく、日銀の引き受けは視野にないという趣旨のものでございました。

政府短期証券の引き受けをめぐって、大蔵省と日銀の認識にギャップがあるということとはございませぬでしょうか、お尋ねいたします。

○國務大臣(宮澤喜一君) 財投債は国債でございまして、そういう意味で国債に對して持つてお

ります私どもの方針は財投債にも適用されますので、日銀にそういう意味で御迷惑をかけるつもりはございません。

○三重野榮子君 次に、財政投融資の規模の問題についてお伺いいたします。

財政投融資計画の残高は平成十年度末で四百兆円を突破するなど、まさに肥大化しております。平成九年十一月に自民党の行革推進本部が出した「財政投融資の改革について」では、十年後に財政投融資残高の半減を目指すという大胆な目標を掲げられております。

平成十三年四月にスタートする財政投融資改革がうまくいくとするならばどの程度の規模のスリム化が図れると大臣はお考えでしょうか。自民党の行革推進本部が掲げた十年後の半減という目標は可能だと考えますか。具体的な目標をお聞かせいただきますと存じます。

○國務大臣(宮澤喜一君) そういう作業をひよつとしたら内部でしてやることもできませんけれども、それを今申し上げることは非常に難しいと思ひます。できれば、いわゆる財政機関というものは、御存じのようにこれからは財投から金をもらうのではなくて、機関債を出して自前でやれと言つておりますのは、自前でできないものはもう退場しろと、物によりますけれども。そういうふうな考え方でございまして、そういう意味で退場するものも出てくる。全部がそうなつたらいよいよとまでは申しませんが、経済法則で生きられないものはということへなるべく考えていくのがいいですから、そういう意味で少なくなっていくことは歓迎でございまして、市場がどういふふうにかえるかにもよりますので、ちよつと今その数字を申し上げる準備はございません。

○三重野榮子君 では、日賦貸金業の關係につきまして、二、三お伺いいたします。

日賦貸金業に關する問題でございしますが、近時、日賦貸金業者にまつわる被害が目立つております。地方財務局や都道府県に寄せられる日賦貸金業者に關する苦情件数、内容の傾向はどのような

なつていますでしょうか。以前から問題が多かつたのですけれども、内容に変化があるのでしょうか。その点をお願いいたします。

○政府参考人(乾文男君) 日賦貸金業者につきましては、そのほとんどを都道府県が所管しているわけでございますけれども、現在、都道府県と大蔵省の財務局に依頼をいたしまして、その実態の把握に努めているところでございます。

ただ、苦情でございましてけれども、内容的に深刻なものもありませんし、軽微なものもございまして、それから、苦情の申し立ての内容だけから見ますと、日賦貸金業者のものであるのか、あるいは普通の貸金業者のものであるのかわからないということもございまして、実態把握に努めておられる都道府県におきまして、数量的に把握することにはなかなか難しいというふうに感じておられると承つていところでございます。

現在のところ、都道府県や財務局に寄せられまして苦情につきまして、そういうことから定性的に見ますと、出資法上貸し付けの対象にならないサラリーマンや主婦の方に対して融資の勧誘、貸し付けを行つてゐる事例がある、また出資法上百分の七十以上の日数にわたつて取り立てなければならぬということになつておりますのに、債務者に口座振り込みをさせたりとか月払い契約をしてゐるといつた事例があるという苦情、また取り立てや貸し付けの利率をめぐるといふブルがあるという苦情が寄せられてゐるというふうに承知をしてゐるところでございます。

○三重野榮子君 その点に關して、部長の方としては、なぜそのようなか、原因はどこにあるのかというこの御検討はございましたでしょうか。

○政府参考人(乾文男君) 先般の国会での議員立法で一般の貸金業者の貸し出しの出資法上の上限金利を引き下げられたことからそういうことになつてゐるのではないかと、そういう御指摘をよくいただいておりますけれども、金融監督庁は、この貸金業法につきましては、行為規制、借り手の保護の観点からの行為規制がこの法律の趣

旨でございまして、貸金業者の経営の内容とか動機とかということに對して知る法体系になつておりませんので、その点につきましては承知しておりませんというお答えにならざるを得ないことを御了解いただきたいと思います。

○三重野榮子君 どうもこの件がいろいろ起こつてゐるのは九州の方が多うございまして、そのから、何度もしつこく伺ひまして恐縮でございまして、そうしますと、それはそういう規則というか規定とか、そういうのがないことに問題があるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○政府参考人(乾文男君) まず、承知しております実態の方から申し上げますと、今、先生御指摘になりましたように、九州・沖縄地区の貸金業者が多うございまして、全国で約二千二百件弱日賦貸金業者がおりますうち、四割強が九州・沖縄地区ということになつてゐるわけでございまして、私どもは、都道府県等を通じて、そうした数でございまして、それから苦情の実態につきましてできる限り把握するように努めておりますけれども、現在の法体系のもとでなぜあつてゐるとか、そういうことについては知る手段がなかなかないということとは御理解いただきたいと思ひわけでございまして。

○三重野榮子君 いろいろ御説明いただきましてけれども、ここ数年、貸金業者全体の登録件数が減少してゐるにもかかわらず日賦貸金業者は増加してゐるということも考えられる。今も二百二百件というところでございましてけれども、トラブルを含めて近年登録を行つた業者であるという実態も聞いておりますが、そこらあたりはいかがで

○政府参考人(乾文男君) 今、先生の御指摘にありまして、貸金業者の数は全体としては減少してゐるというところで、ちなみに申し上げますと、平成九年三月末、十年三月末、十一年三月末で申しますと、貸金業者の数は三万一千六百六十八、三万一千四百十四、三万二千九十九というふう

に減少してきておりますけれども、他方、日賦貸金業者の数は、その間、千八百四十七、二千三十五、二千八百一十一というふうに加増をしてきておるわけでございます。また、その二千八百一十一、十一年三月末のうち、その九七％に当たる二千二百十が都道府県の所管業者ということになるわけでございます。

先ほどの実態把握の中で都道府県にいろいろ尋ねておりました、都道府県の方でもいろいろなことをやっていただいているようでございますが、今まで尋ねました限りでは、都道府県の方でもなかなか数がふえている要因というのとはわからないというふうなお返事をいただいているところでございます。

○三重野榮子君 商工ローンの問題ではいろいろと伺った後でございまして、今度は日賦貸金業の関係で問題が出てくるかと思っておりますけれども、就任早々の谷垣再生委員長、そこらあたりにつきまして、今後のことを含めてお話しただきたいと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 日賦貸金業者につきましては、委員の御出身である九州方面で、しょうけつをきわめているという言葉を使っているのか、わかりませんが、大変問題があると聞いております。

先ほども監督部長の方から御答弁申し上げましたように、今、鋭意実態把握に努力をいたしております、まず都道府県と財務局と連絡を密にしなければならぬということをやっております。そして、ことしの二月に各財務局の担当者を集めて会議を開催して、そしてこの問題について意見交換を行いました。

こういったことを踏まえまして、各都道府県や財務局に対しまして、貸金業規制法に基づいて適切な対応がとられるよう幾つか指示を出しました。まず第一には、監督態勢を強化してほしいということでありまして、それから第二に、日賦貸金業者に関する情報の把握をもっと徹底してやろう。それから第三点として、出資法違反を含め、

債務者等からの法令違反や苦情等の申し出に対する的確な取り扱いを徹底していただく。それから四番目に、出資法の規定が順守されていないと疑われる場合における警察当局への情報提供ということもございまして、それから五番目に、財務局、都道府県、それから警察当局、この連携を一層図る観点から協議の機会を速やかに設けてほしい。こういったような指示を出したところでございまして、引き続き、今持っている、武器という言葉を使っているのかどうかわかりませんが、道具だてを使ひまして、できる限り努めてまいりたいと思っております。

○三重野榮子君 細かくありがとうございます。それらの政策が成功いたしましたして、いろんな課題の深刻な問題等々が起こらないように、御検討をお願いいたします。

なお、乾部長に申し上げて恐縮ですが、先ほど九州・沖縄とおっしゃいましたが、九州・沖縄と別にすると沖縄が別のような感じになりまして、強調されたということはわかりますけれども、ちよつと九州の者といましては沖縄の方に申しわけない、九州各県の中の一つでございまして、ひとつよろしく願ひいたします。

最後に、出資法の問題で伺いますが、上限金利が二・九・二％に引き下げられまして、残る一・〇九・五％の金利に目をつけて、他の貸金業から日賦貸金業への転業が増加しているのではないかと、今後さらに被害がふえることも危惧されているところでございます。

こうした中におきまして、日掛け金融対策全国弁護団が組織されまして、今月の二日に大蔵省や金融監督庁に対しまして特例金利の廃止とか行政指導の強化を申し入れたと伺っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点はさきの国会でいわゆる商工ローン等の御議論がございましたときにいろいろに御議論になったわけでございまして、結末のところこの部分は、普通のお金を貸す、回収するというのが通じまして、人が実際に貸していただくという関係が、またそれを受ける方も、どうもやむを得ない事情があつてそういう金を借りるという、いかにもそういう関係が大変に切実であつて、商工ローンのような一種の社会悪が前へせり出しているというところでもないという御認識だつたと思いますが、国会ではそのまゝにされました。いわば需要があるものでそれについての供給、この供給はかなりコストがかかるという御判断であつたと思ひます。

政府は、この国会の御議論は、そのときは議員立法でございましてからある意味で受け身で拝聴しておりました、それはもつともだということになりまして、再度そういう御議論がある現実の需給というものを、社会悪は除去しなければなりませんけれども、にも相当考慮すべき点があるのかもしれないと、十分きちつとした判断を持っております。んけれども、あのときの国会の御議論ではどうやらそういうことで決着したのではないかと思っております。

○政務次官(村井仁君) 一言補足させていただきますと、私どもは執行官庁という立場でございまして、制度論につきましてもいろいろコメントする立場ではございませんが、私どももいたしましては、いわゆる金融監督当局としての資金需要者の利益を図る、こういう観点から、事務ガイドラインというものを持っておりますが、そこで、出資法に定められた上限金利にもかかわらず、みずからの経営努力により金融業者が可能な限り金利を引き下げて資金需要者の負担の軽減を図るよう努めよと、こういうようなことを言っておりますので、業界に対して機会あるごとにできるだけ安い金利で貸すようにと、こういう指導をしております。ますことをつけ加えさせていただきます。

○三重野榮子君 終わります。ありがとうございます。

○星野朋市君 まず最初に、私は大蔵大臣に中期財政展望の件について伺ひをいたしたいと思ひます。

中期財政展望につきましては、ことしも名目成長率の三・五と一・七五の二通りの試算がなされました。この問題は、結局のところ今ゼロ金利政策を続けておまして、今の状態であると歳出入ともしかじかこれだけであつて、成長率が上がつても実は国債費に占める金利の割合が高くなる、したがつて成長率が上がつても同じぐらい新規の国債を発行しなくちゃならないということにポイントがあると思ひます。

それで、変数である成長率と金利の数字の置き方にそもそも問題があるといえれば問題があります。名目成長率三・五のときに金利四・五と置くことが問題であるという指摘もございまして、けれども、要は今のような状態を続けていくと年々国債の新規発行高は約三十兆になるということではないかと、去年の予算総則にも財政再建が必要であるという文言が挟まれたわけですから、ことしも同じことが言えるということだと思ひます。

それで、去年私は同じような質問をいたしまして、ちよつと一年ぐらい前になりましたが、大蔵大臣はそのときにこう答えております。

成長率が三％になればうまくいくはずですが、金利が上がつてという、これはマクロモデルがいかににも言いそうなことではございます。そんなものじゃないだろう、人間の努力がいろいろあつて、こう私なんか思ひますけれども、おつしやっていることは、今こういう異常なことを我々やっておりますが、ちゃんと正常に返りましたらもう一遍このようなことをきちんと勉強することは大変意味があるだろう。この計画は五十年代の初めから国会にお出ししております、そのころはまだこんな時代じゃございませんから、ごらんをいただいて、いろいろお

使いもいただけたんですが、このところはちよつとろんなことが浮世離れしておりますので、しばらくお許しを願うとして、しかしやがてこういうことをまじめにしなければならぬことになってまいらぬと思ひます。

こういうふうにお答えになつてゐるわけですが、さて、そうしますと、二年続けてこういうような問題が起りまして、財政の問題がいよいよ深刻になるというやうなことで、大蔵大臣はいかにことしは御感想をお持ちか、お聞かせ願ひたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) その中でも申し上げておきますけれども、これは昭和五十年何年かに衆議院の予算委員会の資料として提出したことがございまして、その後今日まで毎年同じ、一種のプロジェクションでございまして、資料として差し上げてございまして、財政がこういう難しいことになりまして、この資料が御審議の参考になるのかならないのか、なるようにするにはどうしたらいいのだから、しかし今までの方式を変えることも誠実でないやうであるしということ、今年も資料として提出いたしました。

しかし、衆議院の大蔵委員会におきましては、ある委員はこういうものは百害あつて一利ないからやめるともおっしゃつておられまして、実は名目成長率三・五%、これは経済審議会の「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」でございまして、そのバックデータに二〇一〇年ごろまでの中期の名目成長率は三%台半ばとありますもので、それから、それを使つておるわけでございます。

あとは、ごらんのようにプロジェクトでございまして、結局言つておりますことは、政府が何か新しい政策を考えない限り、景気が回復して成長率が高くなれば金利が上がるから国債の負担というものは決して減らない。そして、社会保障等の政策が新しく打ち立てられない限り一般歳出は必ずふえていく。したがつて、どういふことを考へても国債というものは減らない。税収がふえるといつても、それは一・一ぐらいの弾性値であ

るから大してふえない。こういうことを言つておりました、結局、何か新しいことをしない限りこういう因果関係というものが打破できないということをやつておるわけですね。それをプロジェクトで言うものでございまして、非常に結構大きな数字になつてきますが、逆に何か新しい政策をしなければいふやうな事態というのはモデルとしてもう避けられないやうなことを申しておると思ひます。

いかにも成長率や金利からいいますと今に合ひませんけれども、そういうことを言つてゐるわけですから、政府としては、殊に財政再建というときに、新しい考え方を示していかなければならぬか財政再建というものはできませんと、こういうことを私どもに言つてゐるやうなふうに思ひますので、したがひまして、財政再建というのは根本的な新しい、先ほども申し上げましたが、日本全体の経済社会の変化ということの中で考えざるを得ないだらうというふうに思つておられます。

○星野朋市君 前に、大蔵大臣が総理をなさつておつたときに、ちよつと生活大五十年計画といふことをうたわれておりました。私は、そのときに、現実の姿がいかに生活大五十年計画と合はなくなつてきておる、それで一つの指標といふものを金科玉条的に持つてゐるのではなくて、国民に対しては二通りか三通りの案を示して、こういう成長率のときにはこれだけの問題が起つてくるけれども国民はそれに耐えられるのか、それから、もう少しゆるりを持って、成長率が多少低くても国民全体としてのかえつて時間的なゆとりであるとかそういうものが出てくるのが望ましいのか、これからはそういう選択の時代であらうということとを質問したことがございます。

総理はそのとき何とおっしゃつたかといふと、これは今審議会にそういうものをかけて検討しておるんだといふことでもございました。その後、いわゆる構造改革を伴う経済政策といふのが出て、構造改革ができれば経済成長率は三・五%程度になるであらう、もしそうでないならば一・七五%

らしいにしかならないというのが後で出たわけですね。

この数字が今も使われておつて、その後これも現実にはなかなか合わないといふことで、私は経済企画庁長官が御就任になつた時期にそのことを申し上げた。目的はなかなかすぐには変更できないからといふことでございましてけれども、間もなくこれも変更されて、あるべき経済の姿、大蔵大臣が今おっしゃつたその末尾に、成長率の問題に關しては附則的に、実質的に二%、名目では三%半ばぐらいといふやうなことを出されたわけですが、将来どうなるかといふ問題に關しては依然としてその辺の数字を使つていふやうな計算をなさつておる。一たん数字といふものが出てしまひますとなかなか修正できないのが通例でございまして、今までもそういうことのためにしばしば問題を起してゐる。

最近では、例えばエネルギーの需給計画なんといふのは二〇一〇年までの問題で、新エネルギー、原子力、それから石油の三つの問題についてかなり大幅な狂ひを生じてゐる。だけれども、それが訂正されない間はその数字が生きてしまふ。

こういうやうなことがございまして、この中期展望も私はそう簡単にはなかなか直せないと思ひます、これが一たん出た以上、我々に植へつけられたのは、しばらくの間は景気対策といふものを含めても三十兆ぐらいずつ国債償還が積み重なつていく、こういう印象を受けるわけでございますけれども、大蔵大臣、いかがお考えでしようか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今、総括政務次官がいらっしゃいますのでお願いしたい方がいひかもしれません、今の平成十一年七月のあるべき姿を経済企画庁がつくられるときに議論いたしましたのは、こういう揺れてゐる経済状況の中で、数字を使つて、モデルを使つてのいふやうな経済見通し、経済計画といふものはどうしても無理だと。それはどなたもそう思はれましたから、数字はバックデータにしよと。普通、経済計画をいたしますと数字が表へ出てまいりますが、今回はバック

データにしようといふことで、それで今のやうな三%台半ばといふのが出てまいりました。

ですから、当事者としては、これが現実の経済目標だといふやうには、作業としてはちよつとそこまでは難しいなといふことは知つておりましたわけですから、今の中期見通しが三・五%を使ひましたのは、そういう説明をしてございすけれども、何かによりどころを求めればそれでしようといふと申上げてゐる程度のものであつて、片方はその半分といふことでございすから。

星野委員の今おっしゃつたやうなことは實際起こりますし、今もその一例かもしれないが、経済が軌道に乗りましたら、どつちみち経済企画庁は、官庁の組織が変わるかもしれないが、やはり五年とか十年とかの経済見通しを計数をもちつてくらなければならぬ。今これが無いのは、我が国の戦後、五十年とは申しませんが、三十年ぐらゐの歴史の中では非常にまれでございます。す。つくれないといふ状況でございますから、もう少し落ちつきましたらそれをまたマクロモデルでつくつてもらわなければならぬと思つております。

○星野朋市君 いずれ財政改革の法案が出てまいりますけれども、そのときにまた詳しく御議論したいと思ひますが、財政改革に關して、先ほども三重野委員がちよつとお触れになりましたけれども、これは来年度の問題であるにしても、各官庁ともことしの夏ごろに来年度の予算関連でいろいろ試算をなさるときに、もう今年度にも及ぶ問題だと思つておるのでございます。

それで、郵貯の大量の満期償還、郵政省は約七割を留保する努力をすといふと申しておりますけれども、何しろ六%の金利のときに駆け込み的に預金されたものが〇・二%という金利でもう一回預け直されるとはとても思ひません。もう一つ、今度のGDPの発表の中で設備投資の回復といふのがございまして、先ほどから問題になつておりますけれども、我々は、その前に、機械受注の回復といふのがこのところ続いて

おつて、恐らく約半年後にこの実需が相当出てくるであろうということを考え、そうしてなおかつ今年度の新発債、それから借換債、それから郵貯の解約による新たな資金問題というのがちやうど折あしくことしの秋ごろに重なるのではないかと、そのときに長期金利が上がるのではないかと、考えを持っておるんですが、その点に關してはいかがお考えでございましょうか。

○國務大臣(宮澤喜一) そうなればいいと申しますか、順調にいけばそうなるのではないかと申します。

○星野朋市君 この問題についてはきょうは深い議論は進めようとは思いませんのでこれで終わりますけれども、もう一つ、金融監督庁にお伺いをいたします。

ちやうど一年前に公的資金の注入ということで各行は健全化計画というものを提出しなっているわけですが、これも、このチェックはどうなっているのか。

実は銀行というのは今までも、いわゆる不良債権、私は問題債権と言っているんですが、こういうことの発表に關しても、それからその他約束したことをなかなか守ろうとしない体質がありますので、実際にはこの三月が終わって一年たつたときの状況を聞きたいんですが、今までの状況で半年のチェックは済まされていると思いますから、どうなっているのか、そこら辺をお伺いしたい。

○國務大臣(谷垣禎一) 早期健全化法では今おつした経営健全化計画の履行状況の報告を金融再生委員会から求めるところになっておりまして、これを公表する、こういう仕組みになっております。

それで、健全化計画は年度を通じたものとなっておりますが、中間期における計画値というのは記載されていないんですが、十一年三月に資本増強を行いました十五行について、十二年三月期の計画値の実現に向けた中間時点である十一年九月初の履行状況の報告を求めておりまして、これは

ことしの一月十一日に公表してございます。

その具体的内容を申し上げますと、収益の状況につきましては、業務純益、経常利益、それから当期利益、いずれも十五行合計額で計画値の五割を超えている、順調に消化をしているということだろうと思つております。もう少し細かく申し上げますと、業務純益につきましてはこの半期で目標の五四・二%、経常利益については五九・六%、それから当期利益については五五・一%という進捗率でございまして、

それから、リストラの進捗状況につきましては、中間時点としておむね経営健全化計画どおりのものとなっているということですが、役員数等で申しますと、去年の三月末、注入時が四百九十六人、十二年の三月末の計画値が三百九十五でございまして、現在三百六十七になっております。

それから、従業員は、十一年三月末十四万二千人、それで計画値が十三万七千人でございまして、これは十四万一千人ということになっております。しかし、これは若干季節的な要因がございまして、上期に採用が行われて下期にかけて人員が減っていくということで、中間時点としてはおむね計画どおりではないかと見ております。

それから、海外支店等につきましては、昨年の三月末が百五十三店舗でございまして、目標が百十一でございまして、現在百二十八ということになっております。

おむね計画どおり進んでいるのではないかなと思つておりますが、こういう経営状況を発表して、余り圧力と言つてもいいかもしれませんが、パブリックプレッシャーと横文字で言うところとマインドになるかもしれないが、金融機関の自己規正を求めている確かな履行の確保を圖つてまいりたいと思つております。

○星野朋市君 これは三月期が終わりました、後でまた最終的な御報告をお聞きしたいと思つて、最後に一つ、経済企画庁の小池次官がおいでで

ございまして、ちやうどお伺いしたいんですが、きのう十一月のGDPが発表されました。いろいろ議論を呼んでいるところですが、私は一つだけどうしても聞きたいところがあります。それというのは、この十一月十二月では民間最終消費マインスイ・六と、こう出ております。ところが、毎月の月例報告というのは、消費に關してのデータというのは、例えばデパートの売上高、チェーンストア、コンビニエンスストア、それから自動車とか、そういうことなんですよ。

それで、今問題になっているのは、例えばデイスカウントストア、あれは協会がございせんから、これの統計がどうなっているのか。それからもう一つは、非常にこのところ内容も充実して品質的にもかなり高度化した通販のあれがどうなっているのか。こゝろ辺について統計的にはどういう入れ方をしているのか。それから、住宅が年間百二十五万戸ペースなんかで建てておるにもかかわらずなかなかそういう面の需要があえていないというのは、過去と違つてきたのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○政務次官(小池百合子) 委員御指摘のとおり、昨日発表いたしましたQEでは、個人消費が前期比でマイナスイ・六という数字が出たわけですが、個人消費、一月の実質の消費支出を家計調査で見ますと、前月比で一・六というふうな若干回復の兆しは見られてるところでございまして、

それから、御指摘のデイスカウントストア、そして通信販売などの数字でございまして、おつしやるとおり、他のこれまでの伝統的な産業と比べると、業界団体ができていなかったり、もしくは数字としてで上がっているのが毎年一回であつたりということ、ある意味でスピードリーな確保には至っていないというのは事実でございまして、

しかし、御存じだと思いますけれども、一月から景気ウォッチャーという制度を始めさせていただきました、いわゆる個人消費の現場に立ち会つ

ておられる方々から定期的にその感触を聞き出すという制度を一月から立ち上げ、さらには今後、地域、そしてそのウォッチャーの要員などの拡充、そして厚みを持たせていくということ、今さまざまな工夫をしておりますのでございまして、

今後また新しい通信手段なども活用いたしまして、既存の統計では十分カバーされていない企業、先ほどの御指摘の産業でございましてけれども、こういったところへのヒアリングを拡充するというような準備も行っているところでございまして、

まさに企業も産業自体も、それから個人の消費性向も今は本当にさまざま変わりをしてるところでございまして、そういったアップ・ツー・データーな数字をとらえていくことを今後大いに検討してやつてまいりたいと思つております。

○星野朋市君 終わります。

きょうは朝から同僚議員の方々がいろいろな角度から質問をされて、私の感じでは、何もかもいろんな要素を全部わかつていらつしやる大臣がやつておられるので余り聞くこともないんですが、実は前にちやうどまとまつたお話をしたのはいつかなと思つてひっくり返してみたら、総理をなさつてるとき、平成五年に決算委員会の最終総括ということ、ちやうどいろいろお話をしたことがありました。

そのときは平成二年度の決算をやつておりまして、当時は随分前のをやつていたわけですが、平成二年度は十五年ぶりに赤字公債がなくなつたという年であつて、その決算を審議していたんです。せつくだというので、プラザ合意あたりからいふんなことがありましたねという話をいたしました、それはそれとして、長くなりますからやめますが、そのときに総理が、プラザ合意の後の円高、それがあつた程度落ちつきましたところから大変に経済が好調になりま

えはいろんな問題が出ました、今までも。中期試算ですが、ああいうものは一体どうなんだこうなんだと。二%や三%成長しても財政は全然よくなるんだと。いや、いろいろなことを聞かれると、いや、いろいろ考えておりますと言うんです。が、余り考えているという感じがしないんですね。ですから、そういう意味ではそれはモラールハザードであつて、これについても大臣が余りわかつていて、わかつた上でやっているんだといふ安心感を余りお与えになると皆さん物を考えなくなるおそれがあると思いますので、その点はぜひお氣をつけたください。

それから、もう一つのモラールハザードの方は

大変難しいことでしようけれども、御自身でおっしゃらなくても結構ですから、確かに新しい、何というか経済の形というものが変わっていくということは私もそう思っておりますし、またそうならないと二十一世紀はうまくいかないだろうと思うので、ぜひその点もお願ひしたいと思うんです。これをやりませんと、どうしても古いセクターに引つ張られることになりがちであると。これ、各国の政治家に聞いてみてもそうなんです。政治に駆け込むのはみんな古いセクターなんですね。新しいセクターは忙しくて永田町や霞が関なんか来ないんです。その人たちが伸びて新しいGDPを創出し、雇用をふやし、そして株価の均も上げているというあたりが余り顔を出さな

と見えない。もう伸びがとまった、あるいは少
落ちかけている人たちは何とか工業会とかいう
をつくつて、専務理事が何かをお役所から雇つて
その人たちがこのあたりを徘徊するというのが
体の姿でありまして、その姿が余り大きく見え
どうしても新しいパラダイムの変換というの
難しくなる。ここはやっぱり我々政治家は忙し
てなかなかかぎ回るわけにもいきませんけれ
も、お役所の方々もよくよくそこらあたりを考
ていただきたい。

ただ、何か飯食つてもコーヒー飲んでもいいけ

いというようなことをこのごろ言いますから、皆さんおつき合いが悪くなつちやうとそのあたりがまたおかしくなるといふような変なこともあつて、大変でしょうけれどもその点をぜひお願いしたいといふことを申し上げて、御感想を伺います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 久しぶりにお話を伺いました。ありがとうございます。

確かに最近の事の起りはブラザ合意だと思つておりますが、その後ちよつと成功し、後えらいことになつてきように及びました。どうやらこの苦境から脱出できるかもしれないと思つていますが、この間えらい成功したこともあり、国債がなくなつたりしたこともあり、いろいろありまして、日本の銀行は世界の十をみんな占めたなどといふこともありましたが、結局今考へてみて、この苦しみ、殊に最近の苦しみといふのは、おっしゃるそのパラダイムが変わる、その変わる中で日本人がかつては世界の一位、二位にいたわけですが、苦しんでいる姿であると思つております。

そして、どうかと思ひましたが、日本は日本なりにこのパラダイムの変化に対応して二十一世紀にやつていけるだろうと。これは前のようにかうかしていただんではできなかったかもしれないと思ひますが、我々はそれを多分棄にすることができたらうといふことを希望しております。私が思ったよりは、その点は大丈夫ではないか。

ただ、殊にその社会の変りの中で我々起こしてほしくないし、あつてほしくない、例えばアメリカのレイオフのようなことはやはり日本で起こつていまいふに思ひますし、起こつてほしくないわけですから、そういう意味ではグリーンズパンの言うようにレーバモビリティはないかもしれないが、しかし多少時間がかつても、また日本なりの方向で新しいパラダイムに対応していけるのではないかといふふうに思つております。

それから、お役人さんとの関係は、御忠言はよくわかつています。実はその際におけるモラルハザードの問題は、こういうふうなリベラルな財政をやりますと、国債を出せばやれるんだといふことを長くやつていまして、経費に対する感覚はどうしてもなまっています。これは大蔵省の諸君、大蔵省ばかりを今私は申し上げているのではないんです、役人の諸君はそういうことを長く教わつていられるわけなんですけれども、もうこれ以上金がない、ここでどうしたつて節約しなきゃという場合と、まあ国債を出せば多少のことは何とかなるという場合とは、どうしてもそこ心の緩みが出る、これも大事なことで考へていかなければならないと思つております。

この苦境打開のために相当大きな国債を出しまして、もうおわかりのとおり、これはなかなか簡単に片づく問題ではありませぬけれども、考へてみれば二十一世紀に対応するために非常に苦勞をしている、そのためのコストだと考へまして、どつちみち新しいパラダイムが生まれるわけですから、その中で財政は財政の役割を新たに見つけて、その中で負債といふものを払っていく道を考へなければならぬといふふうに思つています。

日本が新しいパラダイムに入れるか入れないかといふことは、今、椎名議員が言われましたけれども、明らかにそれは団体の専務理事がうろろろするような話ではなくて、そうでない人がそうでない形で始めております。危なかつかしいと思ひながら年寄りのプレジデンスがもしも。がしかし、確かにその人たちは新しい仕事を始めたから我々はそれを邪魔しないように、やはりなるべくこの際干渉をしないこと、規制しないことが考へ方としては一番役に立ちそうに思ひますので、そういうふうにしていただくとその人たちは二十一世紀の最初の十年か十五年の間に新しい日本を築いてくれるのではないかといふことを期待いたしております。

○椎名素夫君 終わります。

○委員長(平田健二君) 本件に対する質疑はこの程度といたします。

○委員長(平田健二君) 平成十二年度における公債の発行の特例に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。政府から順次趣旨説明を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました平成十二年度における公債の発行の特例に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十二年度における公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十二年度予算につきましては、我が国経済が厳しい状況をなお脱していないものの緩やかな改善が続いている中であつて、これを本格的な回復軌道につなげていくため、経済運営に万全を期すとの観点に立つて編成したところであります。

この結果、一般歳出の規模は前年度当初予算に対して二・六％増の四十八兆九百九十四億四千万円、前年度当初予算に対して三・八％の増加となつております。

第一に、平成十二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四條第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるとしてあります。

第二に、租税収入等の実績に応じて特例公債の発行額をできる限り削減するため、平成十三年六月三十日まで特例公債の発行を行うことができることとし、あわせて同年四月一日以後発行される特例公債に係る収入は平成十二年度所屬の歳入とすること等としてあります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近の経済情勢等を踏まえ、本格的な景気回復に資する等の観点から、民間投資等の促進及び中小企業、ベンチャー企業の振興を図るための措置を講ずるとともに、社会経済情勢の変化等に対応するため所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、民間投資等の促進を図るため、住宅ローン税額控除制度、特定情報通信機器の即時償却制度の適用期限の延長等を行うこととしてあります。

第二に、中小企業、ベンチャー企業の振興を図るため、エンジェル税制の対象株式に係る譲渡益課税の特例及び同族会社の留保金課税の特例の創設等を行うこととしてあります。

第三に、社会経済情勢の変化に対応するため、年齢十六歳未満の扶養親族に係る扶養控除の加算措置の廃止、相続税の延納の利子税の軽減等の措置を講ずることとしてあります。

その他、特別国際金融取引助成に係る利子の非課税制度、土地の登記に係る登録免許税の課税標準の特例、被災代替資産等の特別償却制度などについての期限延長、既存の特別措置の整理合理化等を行うこととしてあります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につき

まして御説明申し上げます。

政府は、商法及び企業会計における金融商品の評価に係る時価法の導入を踏まえ、法人税における有価証券の評価方法について、売買目的の有価証券については時価により事業年度末の評価を行うこととする等の改正を行うほか、所要の整備を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以上が平成十二年度における公債の発行の特例に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(平田健三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十分散会

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第四六一号)

一、消費税の減税に関する請願(第四六二号)

一、商工ローン問題に関する請願(第四七六号)

第四六一号 平成十二年二月二十九日受理
配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 神奈川県小田原市久野四七一ノ二
ノ一、〇〇三 山本見子外百七十八名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四六二号 平成十二年二月二十九日受理
消費税の減税に関する請願

請願者 長野県松本市里山辺三、二九一ノ
二 村松行弘外百八十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

消費税率の五%への引上げ以来、国民の暮らしは一層深刻となり、消費税は廃止する以外にない大悪税であることが改めて明らかになった。消費税率の引上げが不況からの立ち直りを困難にしていることも指摘されており、冷え込んだ景気の回復のためには、すべての国民を対象とする消費税の減税こそ決め手となる。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、当面、消費税率を三%に戻すこと。
二、食料品に対しては消費税を非課税とするこ
と。

第四七六号 平成十二年三月一日受理

商工ローン問題に関する請願
請願者 長野県上田市大字諏訪形一、一七
七ノ一 平野成基

紹介議員 若林 正俊君

この請願の趣旨は、第一九八号と同じである。

平成十二年三月二十七日印刷

平成十二年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F